

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	第1回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 (走谷保育所)
開 催 日 時	平成29年9月29日(金) 18時00分から21時30分まで
開 催 場 所	枚方市市民会館3階 第4会議室
出 席 者	富岡委員・石田委員・高橋委員・今村委員・滝本委員・浅野委員・谷委員
欠 席 者	なし
案 件 名	① 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)について ② 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準(案)と選考方法について
提出された資料等の名	資料1 枚方市立走谷保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について(諮問)(写) 資料2 次第 資料3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表 資料4 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿 資料5 枚方市附属機関条例(枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会) 資料6 公立保育所の民営化について～走谷保育所の民営化～ 資料7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案) 資料8 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて(案)(関係書類一式) 資料9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準(案) 資料10 選考審査の手順について(案) 資料11 今後のスケジュール(案) 資料12 枚方市審議会等の会議の公開に関する規程解釈・運用基準 資料13 枚方市情報公開条例
決 定 事 項	・枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項(案)について確認した。
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	案件1は公開。 案件2は枚方市情報公開条例第5条第1項第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため非公開。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍 聴 者 の 数	1人
所 管 部 署 (事 務 局)	子ども青少年部 子育て支援室 子育て事業課

審 議 内 容

【事務局】

ただいまから、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会」を開会いたします。

本日は、委員の皆様には、お忙しい中、お集まりいただき、深く感謝申し上げます。

この審査会の会長が決まるまでの間、司会をさせていただきます、子育て支援室長の杉浦でございます。

本日の出席委員は7名でございます。委員数の2分の1以上のご出席を得ておりますので、本日の審査会が成立している旨、ご報告いたします。なお、後ほど会議録についてご審議いただきますが、委員会の会議内容の正確性を期すため、補助的に会議を録音させていただいております。

それでは、次に、お手元の次第によりまして、審査会を進めてまいります。本来であれば、市長からご挨拶をさせていただくところではありますが、あいにく、公務が重なっており、本日は、長沢副市長よりご挨拶申し上げます。

【長沢副市長】

副市長の長沢でございます。本日はありがとうございます。委員の皆様におかれましては、何かとご多用の中、本選定審査会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本市では、平成16年度の宇山保育所からこれまでに、6か所の公立保育所の民営化を進めてきたところでございます。本市では、民営化により削減した経費を、喫緊の課題であります待機児童対策や、地域子育て支援の充実など、保育・子育て施策に活用するとともに、待機児童の解消策として、民営化にあわせて各30人の定員増を行っております。

なお、民営化に際しましては、子どもたちのことを第一とし、市、保育所及び法人が連携して、保育の引き継ぎを行ってきており、これまでに民営化した保育所におきましても、民営化後のアンケートなどを通じて、保護者の皆さんも概ね満足しているとの結果をいただき、順調に保育の引き継ぎが行われていると思っております。

走谷保育所におきましても、これまでと同様にしっかりと、法人に移管できますよう、本日の案件でもあります募集要項をはじめ、今後、書類選考やプレゼンテーションなどによりご審議いただき、より良い運営法人を選考していただきますようお願い申しあげまして、簡単ではございますが、ごあいさつとさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

【事務局】

それでは、本審査会についてご説明をいたしますので、資料5の枚方市附属機関条例をご覧ください。

本条例の別表1、市長の附属機関の中に本審査会がございます。該当箇所が付箋をつけておりますので、その箇所をご覧ください。表の中で8ページの下から2行目に本審査会の記載があり、左端から名称、担当事務、委員定数、委員構成、委嘱期間の順に規定しています。

それでは、本審査会の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。資料4をご覧ください。

委員構成につきましては、まず、第1号の学識経験を有する委員といたしまして、大谷大学教授の富岡量秀委員でございます。

【委員】

富岡です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

同じく、帝塚山大学准教授の石田慎二委員でございます。

【委員】

石田です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

次に、第2号の社会福祉法人の経理に関する専門知識を有する委員といたしまして、税理士の高橋龍三委員でございます。

【委員】

高橋です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

次に、第3号の民間による運営の移行を決定した保育所の保護者を代表する委員といたしまして、走谷保育所保護者会代表の今村亮委員でございます。

【委員】

今村です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

同じく、走谷保育所保護者会代表の滝本恵委員でございます。

【委員】

滝本です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

次に、第4号の枚方市民生委員・児童委員を代表する委員といたしまして、民生委員・児童委員協議会蹉跎東校区委員長の浅野千都子委員でございます。

【委員】

浅野でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

第5号の市民団体を代表する委員といたしまして、枚方市コミュニティ連絡協議会副会長の谷勲委員でございます。

【委員】

谷でございます。よろしくお願いいたします。

【事務局】

本審査会は、以上の7人の委員で構成されます。各委員の皆様のお手元に市長の委嘱状を配付しておりますのでご確認ください。任期は答申をいただく日までとなります。その間、委員の皆様におかれましては、身分上は、地方公務員法に規定する特別職の非常勤職員になります。また、附属機関条例第9条に守秘義務について定めております。そのため、本審査会で知り得た情報については、漏らすことのないようご注意願います。

本審査会の庶務については、枚方市子ども青少年部子育て支援室子育て事業課で担当いたします。

ここまでのご説明で、何かご質問はございませんか。

それでは、事務局の職員を紹介させていただきます。

(事務局紹介)

【事務局】

それでは、資料の確認をさせていただきます。まず、本日の審査会の次第でございます。

資料3といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員配席表でございます。

資料4といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会委員名簿でございます。

資料5といたしまして、枚方市附属機関条例でございます。

資料6といたしまして、公立保育所の民営化について～走谷保育所の民営化～でございます。

資料7といたしまして、枚方市立保育所（走谷保育所）民営化に係る運営法人募集要項（案）でございます。

資料8といたしまして、枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）（提出一式）でございます。

資料9といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選考基準（案）でございます。

資料10といたしまして、選考審査の手順について（案）でございます。

資料11といたしまして、今後のスケジュール（案）でございます。

資料12といたしまして、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程の解釈・運用基準でございます。

資料13といたしまして、枚方市情報公開条例でございます。

資料の過不足等はありませんでしょうか。

それでは、次第5の会長の選出に移らせていただきます。

資料5「枚方市附属機関条例」をご覧ください。第4条の規定により、会長を置くこととし、会長は、委員の互選により定めることとしております。会長は、どなたにお願いいたしますでしょうか。

【委員】

事務局一任。

【事務局】

事務局に一任ということですが、各委員の皆様よろしいでしょうか。

【委員】

事務局に一任されるのでしたら、私の方でやります。一任されるより積極的にしたほうがいいと思いますので。

【事務局】

各委員の皆様、どうですか。

【委員】

皆様がよろしければ。こういう委員会は初めてなので、ご迷惑をおかけするかも知れませんが。

【委員】

事務局にお任せしたほうがいいんじゃないですか。

【委員】

私の方から提案なんですけど、こういう会議を何度かやらせていただいていますので、経験ということで、もし問題がなければ私の方でやらせていただければ、運営の推進ということですのでさせていただきます。いかがでしょうか。

【事務局】

今、お二方から立候補といいますか、手があがっているんですけどもどうですか。富岡委員につきましては、これまで3回この選定審査会の委員をしていただいております。会長ということではございませんが、委員としてのご経験がございます。

【委員】

そうですね、皆さんが問題なければ。私より経験があって、ファシリテーションが出来るのであれば、そちらの方がいいかなと思います。

【事務局】

それでは、富岡委員に会長をお願いするというということでもよろしいでしょうか。

(拍手)

【事務局】

ありがとうございます。それでは、富岡委員に会長をお願いしたいと思います。

以後の進行については、条例第5条第1項に基づき、会長が会議の議長となりますので、富岡会長よろしくお願いたします。

それでは富岡会長、恐れ入りますが、会長席へ移動していただきますようお願いいたします。

次に、長沢副市長から富岡会長に対して、審査会への諮問をさせていただきます。恐れ入りますが、富岡会長、その場でお立ち願いたします。

【長沢副市長】

読み上げさせていただきます。

枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 会長様

枚方市立走谷保育所の民営化に係る社会福祉法人の選定について諮問。

枚方市附属機関条例第1条2項の規定に基づき、平成29年2月に民営化方針が決定している枚方市立走谷保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査について、貴審査会に諮問します。

平成29年9月29日、枚方市長 伏見隆。よろしくお願いたします。

【事務局】

ありがとうございます。それでは、諮問書をお渡しいたします。よろしくお願します。

先ほどの諮問書につきましては、皆様のお手元の資料1として、その写しをお配りしますので、ご確認ください。

なお、大変恐縮ではございますが、長沢副市長は次の予定が入っておりますので、ここで失礼させていただきますことをお詫び申し上げます。

【長沢副市長】

よろしくお願いたします。失礼します。

【事務局】

それでは、これからの進行は会長のほうにお願いしたいと思います。

【会長】

審査会の進行役ということで、私の方でお力になればと思います。大谷大学の富岡でございます、よろしくお願いたします。ただいま、長沢副市長から諮問をお受けしました。しっかりと会議を円滑に進めていきたいと思っておりますので、委員の皆様のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

それでは、審議を進めてまいります。

まず、附属機関条例第4条には、会長が会議の出席に支障をきたした場合を想定し、あらかじめ職務を代理する副会長を置くことについても規定されており、同条第2項で会長が必要と認める場合は、会長が指名できることとなっております。私が会議に出席できない場合の代理として、副会長に石田委員を指名したいと思います。ご異議ございませんでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【会長】

ご異議がないようですので、副会長は石田委員にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【副会長】

よろしくお願いいたします。

【会長】

それでは、会議を進めてまいります。まず、本会議につきましては公開とするのか、非公開とするのか。公開の場合は会議の傍聴を認めることとなりますが、この点について、確認したいと思います。

それでは、公開・非公開について、事務局の説明を求めます。

【事務局】

それでは、会議の公開・非公開についてご説明させていただきます。お配りしております資料12をご覧ください。資料12「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」の2ページをご覧ください。第3条で審議会等の会議につきましては原則公開することとしていますが、同条ただし書きで、(1)から(3)号に該当する場合は、公開しないことができるとしています。

次に、資料13の「枚方市情報公開条例」をご覧ください。資料の2ページをお開きください。「枚方市情報公開条例」第5条第1項では、公開請求があったときは、第1号から第7号まで列挙している「非公開情報」が含まれる場合を除き、公開しなければならないと規定されております。

これらの中で、本会議では、第3号の法人等に関する情報として、法人内部の経理、人事等の内部管理に関する情報を取り扱います。また、第6号の審議、検討又は協議に関する情報として、例えば、具体の法人選考基準を定める場合や法人選考を書類審査及びプレゼンテーションで行う場合は、これらの事由に該当するものと考えています。

そのため、まず、案件①については、運営法人の募集要項について審議を行っていただくものであり、審議内容について先ほど申しました非公開とする事由には該当しないと考えています。次に、案件②の運営法人選定審査会選考基準と選考方法についての審議につきましては、非公開とする事由に該当するため、非公開とすることが適当と考えています。

【会長】

ただいま、事務局からの説明がありました。行政の審議会や協議会などは情報公開制度の趣旨から、基本的に公開が望ましいと思いますが、選考手続きを進めていく上で、公平性の観点などから非公開とする事も必要な事案もあります。そのため、案件①の運営法人の募集要項についての審議は公開とし、案件②の運営法人の選定審査会選考基準と選考方法についての審議については、非公開とするのが妥当と考えますが、皆様いかがでしょうか。

【委員】

質問ですが、案件②は選考基準の案を作成するんですね。案を作成するのに今の項目に該当するとは思わないので、私は公開のほうが良いと思います。

【会長】

そのあたり、いかがでしょうか、ご質問がありました。

【事務局】

今回、資料として事務局から案を提示させていただいていますので、最終的には審議会では案ではなくて選考基準、案を審議していただきまして選考基準を作成していただきます。ですから本日の案件②の中では、事務局の案をご審議いただいて。それが選考基準となりますのでそのプロセスも含めて会長から公平性の観点ということもありましたが、この会議に来ていればそういった情報を知りうるんですが、すべての方がこの時間に傍聴することもできませんので、そういった意味では知っている法人、知らない法人で有利不利がでてきますので、そういったところで非公開と考えさせていただいております。

【委員】

それも競争上の話であって、公開しておけば誰でもオープンな考えで聞けるという事は逆に公平なのではないかと、要するに資料12では公開にすべきではないかと、資料13の方で但し書きとしてこういうことがあればということなんですけども、ここでは選考基準については該当しないから公開の方がいいのではないかと思います。

【委員】

案件①は公開でしょう。

【事務局】

案件①は公開です。

【委員】

案件②は、審議会の中でも非公開もあり得るということですか。

【事務局】

そうです。案件②については非公開という形でいかがですかという事を事務局から審議会にお諮りをしているところです。最終的に公開にするか非公開にするかという事は審議会で決めていただくということになりますが、参考までに申し上げますとこれまでの6園の場合は全て非公開という形で審議をしてきました。

【会長】

枚方市で公開とすべき情報の内容と、非公開とすべき情報の内容というのがオーソライズされて

いると思うんです。それがおそらく先ほどの説明の中でいうと第1号から第7号という項目がありましたが、それが今の資料のどこに載っているのかという事を一回確認をしていただいた方がいいと思いますが、先ほどの場所、皆さんお分かりになりましたか。なのでその報告を1回確認をしていただくというのもあると思いますがいかがでしょうか。第1号から第7号というのがどこに載っているのか。

【委員】

その前に、逆に私たちで決めるということ、私たちの中で非公開すべきだという方の意見があるのか。無ければ私たちで決めてくださいということなので、私たちで決めればいいだけの話だと思います。

【副会長】

私は案件①についても非公開を望んでいます、条件付で。公開するのであれば委員名は伏せていただきたいと思います。というのは過去に接触とか、いろんな行為とかがダイレクトに来るので、委員名が出るという事は、競争があるところで公開すると顔でわかりますから、私たちの場合は。できれば非公開にしてもらう方が公平な立場として審査ができますし、ここに不当な混乱ということもあったと思いますけども率直な意見を言うことに関してやはり大学とかに行為が来ることが過去にありましたので、出来れば非公開にしていきたい。公開にするのであれば、委員名は絶対に伏せていただきたいと考えています。

【会長】

ありがとうございます、そのような例も多々あるかと思いますが。公開にするというのは、確かにとても大切なことであります。これは私の私見ですけども、公開にすることによって、いわゆる公開制という名の下にオープンにすることで、実は逆に不利益になるとか、あるいは思わぬ所でいろんな軋轢がでる、情報が漏洩するということが生まれてしまうことがあります。そういう意味では、これは私の考え方ですけども、枚方市で一回、いわゆる非公開にすべきものというものと、公開していいものを一旦線引きしていただいて、おそらくそれが先ほどのご提案かなと思いますので、そのルールというかその視点に立って一旦整理するのが妥当なところかなと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

そもそもこの非公開、公開というところが私まだよくわかっていないんですが、非公開になると何がどこまで非公開になるのか、というところってどうなんですか。

【事務局】

公開となりますと、全て公開ということになりますので、その中には場合によっては公開しない方がいいというものまで含まれてしまいます。非公開は、この審査会が終わるまでは公開しない。ただ、終われば一定この役割も終わりますし、諮問した中身の事も終了しますので、それについては市も会議録等、積極的に公開はしていきます。

【委員】

終わった後に公開するというのであれば、いいと思います。確かに副会長おっしゃるように、名前という事は、そこは私も理解しました。

【会長】

あとは、公開についてある意味明確なのは、募集要項については公開なんですね。募集要項というのは基本的にそれを基に事業者さんを募集するわけですから、それはオープンにしますね。審議の内容ということになると、おそらくその内容にはどんなことが項目に入っているのか、ということに関わってくるわけですね。後は法人のところかというと個人名も入ってきます。それから、事業の運営状態ということにも私たちは触れることになります。それを審議の途中で公開するという事は、これはちょっと問題があると思います。決まった後は、決まったということですので、事業者はオープンになるわけですから、その時点では選定の基準であるとか、そういう事をオープンにする事は当然だと思いますが、審議の途中でその時点で公開をしていくという事は、これはちょっと常識的には難しいと個人的には思いますがいかがでしょうか。

【委員】

私もボランティアでいろんな審議委員とか評議員とかですね、させてもらっています。過去に公開でやった結果ね、個人攻撃というのはすごいですよ。本当にそうですよ。真夜中2時くらいに電話がかかってきたり、ピンポンされたりね、過去に相当そういう目にあってきました。今回、委員会の中で、単なる意見というのはでないですよ。意見が出ないですよ、本音で討議するわけですけどね、あの人がこんなことを言ったということが流言飛語的にパッと広がっちゃって、本当に痛い目にあいました。公開にするとね。まあ今日も傍聴席というのはあるわけですけど。本当にそういうことも多々ありました、過去に。だから私は非公開でいくべきだと。本当に素直な意見が出ません。

【委員】

今の多分、副会長がおっしゃっていたことと同じで、名前さえ出なければ、会議録にも出なければ、きっとそこで誰がどうだという事は。

【委員】

だけど名前が出なくてもね、公開にすると一般傍聴者が来られるんです。で、わかるんです。誰がこんなこと言ってた、誰が反対してたとかね、こんなこと言ってたでとかね、わかりますわ。いろんな審議委員会、私も出てますが、本当に大変な目にあいました。言いたい事もいえなくなる。

【委員】

例えば、会議自体は非公開だけど、それが終わったら即日議事録を公開するとか、というのでは問題ないですか。

【事務局】

即日ということになりますと、議事録を作成する時間というものがどうしてもいるということと、議事の内容によっては、選考に関わる話という事はリアルタイムに公表できないという性質のものの中にはあると思います。

【会長】

やはり、いろいろな審議会が例えばあり方を議論するときに、そういうことであればオフィシャルに、オープンにさせていただいていいと思いますが、ここではいわゆる利益であるとか、利益者が出てくるわけですね。選考ということに関して、運営法人を選ぶということですから、しかもそこには競合ということがあるということになったときに、やはりそのところで例えば先ほど委員がおっしゃられたような事もあるでしょうし、またどういう内容がどこにどう影響してくるかということがその時点でなかなかわからないということがあります。あるいはもしかしたらこの中に応募してきた事業者と非常に関わりが深い方が出てくるかもしれない。その時にはその方には外れていただかなければならない、ということまで、そこはシビアにならないといけないかと、個人的にはちょっと思うので、なかなかそういう部分に関わることに限っては、事業者の選定、あるいはその事業者の内容をきちんと精査するという部分できちんと議論をしていこうという時には、やはり一旦は非公開の方がきちんといろんなことが言い合えるでしょうし、いろんなこと、いろんな視点をそれこそ議論できるというふうに思いますので、余り全てがオープンにということになりますと、それこそ金額の話をしなければならぬかもしれないかもしれませんが、それは絶対にではいけない内容だと思います。そういうことも事案としてはでてくるかもしれませんが、余りにもその辺というのは、一旦冷静になって、そういう意味だと思っただけですね、しかるべき期間をおいて、しかるべき後に公開するというのは、おそらくそういう意図というか、そういう部分があると思いますので、私はその方が穏当だと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

非公開にするかどうかというのは、2番の選考基準案というのはこれですね、選考方法というのはどこか文書でできているんですか。

【事務局】

資料の10番に選考審査の手順についてというのがございますので、これが選考方法についての資料でございます。

【委員】

それで、この選考基準案というのは決めたら、出てきたもののチェックをする側のポイントをどうつけていくかというやつで、これが事前にわかった人はそのポイントをクリアする、いい点をつけようと思って、いろんな意味でテクニックを使ったりする人がいるかもしれない。僕が応募しようと思ったら、これはどんなものかとわかったら絶対それにいい点がつくように細工をするという事はありうると、心情的に、特に私、税理士ですから経営状態、先ほどの議事録をどうこうというときに、私がおその経営状態をこうこうだからいいですとか、悪いですとかいわないといけな

いときがあるんですよ。そうしたら、ここは借金が多いから危ないですよというようなことを素直に言いにくいとか、意識したところでこうこうですからという、そういう議事録自体も公開となったら非常に顔色を見るといって、言いにくいとか、そういう意味で非公開でいいのではないかと、それで区切りがついて、基本的に区切りがついても個人的に非常に差し障りのある内容であれば、場合によっては伏せるということも、別に悪意じゃなくて非常に何かの問題につながるようなところは、議事録を公開する場合でも一部配慮した方がいいんじゃないかと思うくらい、僕は思います。だから基本的に1番は公開、2番は非公開というので大丈夫だと思います。

【委員】

多分皆さんそれぞれ立ち位置が違うと思ひまして、私は保育所の保護者を代表して来ています。民営化って今現在の保護者の方たちにとってはすごく関心のあることです。これは、私はいわゆる一般の人たちに公開しようという事は、私個人としては余り重きを置いていなくて、保護者の方たちにどのような話をここでしているのか、それを私たちはどのように伝えられるのか、保護者は今、不安なんです。その不安を和らげるために、私は保護者を代表してきているからには何ができるのかというのを考えなきゃいけない。その一つとして公開にすると情報が知れるのじゃないかということなんです。ですので、そこがクリアになるのであれば全く問題ないですし、先ほどの個人攻撃ということがあれば、それは確かに私が思っている本意とは全く違うので、無記名で問題ないと思いますし、数字とかというのも重要なことではあるけど、それをオープンにすべきかといったら、そこはそうじゃないかもしれない。社会福祉法人なんで今、結構オープンにしないといけないんですよ。ですので、守秘義務の関係もあるので何をオープンにして不安を和らげることができるかという観点で申し上げました。

【会長】

委員のお立場もすごく良くわかりました。おそらく多分、公開ということの捉え方の違いと思うんですが、委員は保護者の方にどのように伝えるか、というようなお立場。おそらく先ほど出ていた意見というのは広く一般に公開するというわけで、対象が保護者さんというのは、いわゆる関係者だとか、それこそ先ほどのお話であれば保護者がどのようなニーズを持っているのかというのが、全て公開されるとなったときに、そこをポイントに持ってくる、あるいはプレゼンテーションのところを重点的にという事はやはりちょっと違いますよね。そういう意味では意見を出していただく、十分に出していただきましたんですが、あるいは又、保護者の方への伝え方というのは色々と方法というのはあると思いますので、そういう意味では委員会としての、先ほどでていたような広くというような視点でいくとちょっと難しいのかなという事を思います。保護者の方もそれこそ逆に意見も言いにくくなってしまいかもかもしれません。逆に言うと、保護者の方の言ったことにうまくそれを拾ってくるような業者が出てきたときに、それもまたちょっと違いますよね。その時だけということではちょっと違うわけで、そういう意味では、きちんと公平に見ていくという意味では、その視点をここで共有をしつつ、いつてきたことの内容についてどうでしょうかと議論できたら僕はいいと思いますし、保護者の方のご意見ももちろんですし、あと、保護者の方へのフィードバックということになってきたときに又違う視点も出てくると思いますので、一旦はここでの公開、非公開という事は広く一般へという意味だと思いますので、その部分で言ったらいかがでしょうか、一

且は先ほどの仕切りのところで1番は公開、2番は非公開ということで一旦進めさせていただいて、保護者の方へのフィードバックの内容についてはちょっと検討するとか、ここは公開するとか言うようなことをお伝えいただいてもいいのではないかとということももしかしたらあるのかもしれないので、そこら辺はまた話し合いをさせていただいてということにして、いかがでしょうか。

【委員】

そこはそういう意味であればわかりました。

【会長】

それでは今のようなお話で一旦はいかがでしょうか。案件の1を公開、それから案件の2を非公開とするような形でご異議ないでしょうか。いかがでしょうか。

【委員】

大丈夫です。

【会長】

ありがとうございます。ではそういうふうな形で進めてまいりたいと思います。つきましては本会の会議録についてのご説明事務局からしていただけますでしょうか。

【事務局】

それでは、会議録につきましてご説明させていただきます。再度、資料12「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程 解釈・運用基準」の6ページをご覧ください。「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」の第7条で会議録の作成について定めています。審議会等の会議について第2項に会議の名称等を記載して会議の記録を作成すること、第3項に審議会では発言内容等について記録することとされています。先ほど会議の公開・非公開について議論していただきましたが、会議録につきましては、会議の公開・非公開にかかわらず作成することとされていますので、この会議につきましても事務局で会議録を作成し、委員の皆様のご確認を頂いた上で、会議録とさせていただきます。

なお、発言者の表記につきましては委員の皆様の活発な議論を、お願いしたいと考えておりますので、委員の個人名は表記せず、会長、副会長、委員と表記したいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

【会長】

ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたとおり、会議録を作成するということになりますので、各委員の発言は記録されますが、表記は先ほどの問題とも関わってくると思いますが、会長、副会長、あるいは委員という表記になりますか、よろしいでしょうか。

【委員】

会長、副会長はいいんですか。

【会長】

そうですね、私どもは特定されるということになります。

【委員】

副会長は先ほど、個人名は書いてほしくないとおっしゃってましたが。

【副会長】

この名簿は終わるまでに公開されるんですか。それとも公開されないんですか、誰が審査委員をしているという事は。

【事務局】

ホームページ上でも、現時点では名前は出ていません。

【副会長】

終わってからでるのは全然差し支えないですし、それが副会長で私の発言とわかってもいいんですが、審査している間は誰が発言したという事はわからない方がいいし、名簿も出ると枚方で考えている人もいますし、普通はそういう事を考えて、審査が全部終わるまで審査委員はいろんな意味で、選定では大体非公開になるんじゃないでしょうか。

【事務局】

これまでの選定審査会では、募集要項が決まって募集したときに審査はどこですのかというところで、この選定審査会の名称があって、今までは名前もあがっていたようです。ただ、今日のお話の中でそのようなご意見があるのであれば、せっかく委員を引き受けていただいて、いろんな意味で、場合によっては危害が及ぶとといったこともあってはいけませんので、そこについては配慮はさせていただけると思います。

【会長】

一回、今までの経緯ということもご確認いただけたらと思います。市の方での公開の仕方について。おそらく先ほどお話を聞いていて思ったのは、もしこのメンバーの名前が審査会として出ているという事は、今この時点で会長、副会長も決まったので、まだその時点では決まっていないということかと思います。ただ、先ほど副会長が言われたことも懸念としてはあるということですので、一旦、今までの流れを確認していただいて、私の個人的な経験でお話をさせていただくと、では今までの流れの中でそのようなことがあったかという、こちらの枚方市に関しては、そのような事は今までは無かったのではないかと記憶しています。だからといって今回も無いということではないんですが、今までの手続きの流れとしては、その流れでご懸念されるような名前が挙がっていたというような事はなかったのではないかと思います、その辺もご確認いただいたほうがいいのかなと思います。

【事務局】

はい。

【委員】

ちょっといいですか。過去ね、6か所の保育所が民営化されましたね。その当時の委員というのもいらっしやったわけですね。

【事務局】

はい、もちろんその時その時に。

【委員】

そのときの会長が誰か皆さんご存知ですか、知りませんわ。これ、27年4月に中宮と北牧野とか、過去に委員いらっしやったわけですよ。今回、走谷についてはこのメンバーが委員ですけども、それまでの委員についての公開というのはされたんですか。

【事務局】

それはしております。

【委員】

議事録も公開してるんですか。

【事務局】

はい、してます。ただ、議事録の公開の時期は審査会が終わってからです。

【委員】

すいません。審査会が終わってからというのは、具体的にいつのことを指しているんですか。

【事務局】

審査会は最終的にこの法人に決まったという答申をこの審査会に最終していただきますので、答申が出る時が一番最後の審査会になりますので、そこが最後でそれ以降ということですが、最後の審査会の議事録もそこから作らないといけませんので、そういった時間はいただいて、委員の皆さんに発言内容に間違いはないかどうかという確認とかそういったこともしないといけませんので、その上でホームページで公開をしています。

【会長】

今のご説明の確認をさせていただいたら、いわゆる議事録が一般にホームページ上に出てくるのは、答申が終わった後ということになると思うんです。会長、副会長あるいは委員がどのような発言をされているかというのは、広く一般に公開されるというのは、全ての事業者さんの選定が終わり、いわゆる答申としても受け取っていただいて、という後のことになるかと思います。その間の個別のところでの確認というのはおそらくあるんだろうと思うんですが、いわゆるホームページで広く公開ということでは、その時点ではないと、いわゆる審議の途中ではないという形でよろしいのでしょうか。

【事務局】

はい。

【会長】

なので今、もう一つ確認をしたら名前をどの時点でどのような形を出していくのかとか、そのあたりは一回ご確認をいただいたらいいと思いますが、ホームページ上での公開に関しては、今のお話で特に問題はないと思いますが、いかがでしょうか。

はい、では次に進んでもよろしいでしょうか。次に、本日の資料の取り扱いについて、確認したいと思いますので、事務局から説明を求めます。

【事務局】

本日の会議資料につきましては、お手元の「枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会」資料一覧をご覧ください。その中で、本日の案件の資料にあたります「7 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）」及び「8 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（案）」、「9 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選考基準（案）」、「10 選考審査の手順について（案）」、「11 今後のスケジュール（案）」につきましては、これから募集要項や審査基準の考え方をご審議いただきますが、法人募集を開始するまで、事前に決定前の情報が出ることについて、公平性の観点から支障があると考えますので、これまでの民営化につきましても本会議に係る資料は、会議終了後、事務局の方でお預かりしていました。

それ以外の資料については、持ち帰っていただいても支障がありませんが、今後も会議は続きますので審議を円滑に行っていただけるよう、資料につきましては、事務局の方で、各委員ごとに資料をバインダーに綴じまして、次回、会議開催まで事務局で保管させていただきたいと考えていますのでよろしくお願いいたします。

【事務局】

すみません、当初は想定していなかったんですが、先ほど来のお話の中で委員名の公表であるとかということがございますので、今申しました資料以外に資料3の配席表と資料4の委員名簿、これについての取り扱いもご確認いただければと思うんですが。

【会長】

ありがとうございます。今、お話がありましたように、追加で配席表であるとか名簿等も含めて、こちらの方にお預けするという形でのお話がありましたが、いかがでしょうか。まあ、単純な話全ての資料はこのまま、この場でしか見ないということのほうが一番いいというふうに思いますが、いかがでしょうか。といいますのは、先ほどのお話にもありましたように、色々なところに事業者さんを選ぶということになってきますと、見る人が見たらと言うこともあります。なので、今日お配りいただいた資料というのは一旦は事務局さんのほうでバインダーで綴じていただいて管理をしていただくという形が一番安心だと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

はい、結構です。

【会長】

ではそのような形で、事務局さんどうぞよろしくお願いします。では、次に2回目以降の会議の公開・非公開について確認したいと思いますので、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

2回目以降の会議の公開、非公開につきまして、今後の会議の案件については、法人選考に大きく影響を及ぼす内容であることから、また意思形成過程にあたることから、冒頭に会議の公開・非公開の際にご説明しましたように、以降の会議につきましては、非公開でお願いしたいと思います。

また、答申をいただいた後に、議事録や資料を公開いたしますが、それまでの間は、各会議終了後に、審議内容の概要等につきましては、ホームページを通じて公表してはどうかと考えています。先ほどありましたように委員名簿につきましては取り扱いを再度確認させていただくこととなりますけれども、会議終了後に審議内容の概要等についてホームページで公表していくことにしたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございます。ただ今、事務局から次回以降の会議について、非公開とする旨と資料の取扱いについて説明がありましたが、いかがでしょうか。

【委員】

結構です。

【会長】

よろしいでしょうか、特に問題はないでしょうか。それでは皆さん了承ということですので会議の運営事項の確認はここまでとします。本日の傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

【事務局】

はい、本日は傍聴者が1名いらっしゃいますのでこれから入場していただきます。

(傍聴者入場)

【会長】

それでは、審議に入りたいと思いますが、最初に本会議の担当事務について押さえておきたいのですが、条例の別表に、担当事務について定めがあります。

確認のために事務局の説明を求めます。

【事務局】

資料5枚方市附属機関条例の第1条第2項をご覧ください。

附属機関は、執行機関その他担当事務にかかる機関の諮問に応じ、審査等の結果を答申する。とあります。

次に、資料5の8ページをご覧ください、付箋を貼っている箇所でございます。網かけをしてい

る部分の左から2番目のマスの中ですが、本審査会の担当事務について、「民間による運営への移行を決定した保育所を運営する社会福祉法人の選定に関する審査。」と規定しております。

具体的には、法人を選考するにあたり、募集要項及び選考方法の審議、応募法人によるプレゼンテーションの審査などを行い、選考の結果、一つの法人を、走谷保育所の移管法人として適当であると市長に対して報告をしていただくことになります。担当事務についてのご説明は以上でございます。

【会長】

ただいま、事務局から説明のありましたとおり、本会議は市立走谷保育所の民営化に際して、走谷保育所の運営を引き継ぐ法人を選考することが目的です。このことを踏まえた上で、本日の案件に入りたいと思います。

それでは、次第8、案件の審議に張りたいと思います。

まず、案件①「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（案）について」事務局の説明を求めます。

なお、より審議を深めるため、資料説明を一括で行うのではなく、区切りの良いところまで説明していただき、その都度、審議していくということで、いかがでしょうか。では、よろしく申し上げます。

【事務局】

それでは、お手元の、資料7をご覧ください。この募集要項案につきましては、本市でこれまで実施してきました宇山、蹉跎、小倉、宮之阪、北牧野、中宮の各保育所の募集要項を基に、走谷保育所の民営化方針なども踏まえ、一部修正を加えて作成しています。

それでは、募集要項案に沿って説明をさせていただきます。

まず、1では、移管する保育所の名称、所在地、定員等を、2では、移管する時期を平成31年4月1日とお示ししています。3の移管条件ですが、(1)の保育所用地につきましては、保育所敷地1927.55㎡を移管法人との契約により無償で貸し付けることとし、(2)の保育所建物等につきましては、既設保育所建物やプール、遊具、備品等を契約により無償で譲渡します。(3)保育所整備につきましては、まず新たな保育所の整備としまして、本市における待機児童の解消を図るため、現在の敷地内にある既設保育所を撤去し現敷地内に新たに保育所を平成32年2月までに整備していただき、平成32年4月1日に30人の定員増を実施することと合わせて、例えば床暖房の設置など保育環境の向上に努めることとしています。次に②仮設保育所の整備については、新たな保育所の整備に当たっては、枚方市が指定する仮設保育所用地に法人が仮設保育所を整備していただきます。また、その用地につきましては法人が土地の所有者から、契約により平成31年2月1日から平成32年3月31日までの間、有償で貸し付けを受けていただきます。また、新たな保育所の整備後、貸付期間が終了するまでに仮設保育所を撤去し、元の状況に戻して返還していただきます。この条件で土地所有者との利用の確認を取っております。また、参考資料としまして8ページ

以降に＜参考資料1＞として用地関係の資料を添付しておりますので、またご参照いただければと思います。

説明を続けさせていただきます。それでは、2ページの③その他として、新たな保育所及び仮設保育所には、保護者や地域からのご意見を踏まえ、児童の送迎用の駐車場及び駐輪場の整備をしていただきます。もし、その整備が困難な場合は近隣の駐車場を借り上げるなどの対策を講じていただきます。ただし、今回、仮設保育所については、駐車場用地についても一定、借地の確保をしている状況です。また、新たな保育所及び仮設保育所の整備にあたっては、児童の安全対策はもとより、騒音対策など必要な措置をしていただきます。次に、(4)の保育所整備のスケジュールにつきましては、法人決定後、平成30、31年度の2か年で新たな保育所の整備を行なっていただき、平成32年2月ごろには新しい園舎での保育を開始する予定であり、平成32年4月に30人の定員増を行なっていただきます。(5)については、法律及び関係法令等の遵守についての規定でございます。(6)保育所整備に係る補助については、仮設保育所の整備や撤去等の費用など法人の財政負担が大きいことから、枚方市が国の補助制度に基づくものの他、市独自で追加の補助を行なう旨を記載しております。(7)については、その他、工事に伴う、水道、電気、ガスなどの手続きに係る法人負担についての規定です。(8)シックハウス対策については、過去の民営化での保護者要望も踏まえ、建具なども含め化学物質の発生が極力少ないものを選ぶなどの対策を求めています。(9)の保護者等への説明についてですが、保育所整備にあたっては、事前に保護者や地域に説明を行うなど、誠意をもって対応することを求めています。(10)の協定書の締結については、移管にあたっては、市と法人の間で、本要項の内容が遵守されるよう、協定書を締結することとします。

ここまでのところで一旦、ご説明を区切らせていただきます。

【会長】

では、「運営法人募集要項(案)について」審議を行います。

今、ご説明のあった資料7の1から3の移管条件までで、ご意見のある方はおられますか。

【委員】

3番の(1)なんですけど、貸付期間10年間、そのあと枚方市と協議と書いてるんですけど、それってすごく抽象的で、何かもめる基を作っていたりしませんか。社会福祉法人で、いわゆる会社な訳で、そこが不安定な状況でこういうことになる、将来、どこにどういふふう投資をしたらいのかというのが考えにくいのかなと思うんですね。それから逆に私、市民の立場からしても、いつまで貸すのとかがはっきりした方がわかりやすいんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

【会長】

今、(1) 番の 10 年間という貸付期間ということについてご質問がありましたけども、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

10 年間というのは、一定、継続して運営期間を見るということもあるんですけど、表現上 10 年となっているだけで、その保育所がやっていく限りはずっと貸し続けるということになります。ただ、文章の表現上、10 年となっているものであって、それ以降無償貸与をやめるということではないです。

【委員】

枚方市としては、保育所がある限り無償で提供しますよと、であればそう書いたらいいんじゃないですか。

【委員】

僕らの常識として、土地なり何なりを貸すとなったら、一応期間を決めて、場合によったら非常に不都合なことがいろいろあるとなったら、やっぱり打ち切りということも当然、権利としては持っておかないと、借りたらもうそれで何もいえないという形にはすべきでないという、そういう意味で一つの中継点というか一里塚として 10 年というのを決めて、変な形になったら市としてはちゃんと言いますよというスタンスで決めているだけだと思うんですけどね。

【委員】

という事は、今言われるのはずっと貸し続けるんじゃないくて、状況を見て審査しますよと。

【事務局】

そうです。

【会長】

はい、いかがでしょうか。おそらく、この 10 年ということも含めて、その都度その都度、いろんな部分できちんとしていくということになっていると思いますので、一番最初から無制限でどうぞというのはおそらくやっぱり難しいというふうに思いますので、そういう意味では委員の言われるように、一つの目安として、10 年は一つの区切りとしてきちんとしているという形かなと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

それが一般的な双方そういう思いなので、これを見てそういう思いが通じ合えるのであれば、問題ないかなと思います。

【委員】

宇山の保育園とかはもう 10 年経ってますよね。

【事務局】

そうです。経ってます。その場合は更新をしています。再度 10 年間の契約をしておしています。

【会長】

今の事例で言うと、宇山の方はもう 10 年経って、特に、このまま継続でという形で、さらに 10 年の更新という形で運営をされているという感じですね。

【事務局】

はい、そうです。

【会長】

今のことにしても結構ですし、他の 1 番から 3 番までに関してのご質問、あるいはご意見等ありましたら、いかがでしょうか。

【委員】

続けてよろしいですか。仮設になる方向なんですよ。枚方保育所って建替えしてるんですか、あれってどうしてるんですか。

【事務局】

あれも仮設園舎で、今、別の場所に仮設を建てて今は仮設での保育です。それで、こちらの新しい建物ができれば元に戻るということになります。

【委員】

ちょっと今、質問した経緯が仮設って結構、簡易的な建物なので何とか避けれると思って、枚方保育所がその事例になると思って、質問させていただきました。

【事務局】

仮設も今は、結構優れてまして、前の枚方保育所の建物よりも、今の仮設の方がきれいです。耐久性とかそういう話はまた別になりますけども、仮設ももちろん保育所と同じ基準で作られてないといけないという部分もありますので、結構仮設で壊すのがもったいないなという位のものにはなっています。

【委員】

なるほど。それは安心ですね。

【会長】

その他、ご意見等、あるいはわからないこと等ございましたら。

【事務局】

枚方保育所の仮設は近くですので、良かったらまた見ていただいたら。

【会長】

今、おっしゃっていただいたように、近くにそういう場所があるので、そういうのも見ていただくのもまた一つかなと。

【委員】

そうですね、であれば見たら安心できると思うんですよね、確かに。ありがとうございます。

【会長】

いかがでしょうか。もしかしたらまた後でお聞きになりたい点等も出てくるかもしれませんが、一旦進めさせていただこうと思います。

続いて、資料7の4応募資格及び条件について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

続きまして、4の応募資格及び条件についてご説明させていただきます。

(1)として、平成29年9月1日現在で、児童福祉法第7条に規定する保育所を枚方市内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人であること。又は、同第7条に規定する保育所を大阪府内において、引き続き10年以上運営している社会福祉法人で、法人本部を大阪府内に設置していることのいずれかの条件を満たしていることとします。これは直近に実施した民営化と同様の条件でございます。

続きまして(2)として、保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していること。(3)として、法令、通知などを遵守し、移管を受けた法人自らが運営すること。(4)として、移管前の保育内容を行事も含めて、引き継ぐこと。なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、募集要項の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとします。

(5)として、枚方市の保育行政をよく理解し、積極的に協力を行うこと。(6)と(7)は、理事長と施設長に求められる資質に関することを規定させていただいております。(8)の保育所運営についてですが、①は定員についての規定であり、先ほどもご説明しましたように、移管後、保育所整備を行い平成32年4月に30人の定員増を行なっていただきます。②では開所時間は現行通りとしますが、ニーズがあれば午後7時を超える延長保育の実施を検討することを求めています。

③の保育所の休所日や、④の保険についても現行通りの取り扱いを確認する内容となっています。⑤では施設は、原則として保育所運営以外に使用しないこと、⑥では保育所運営については、枚方市条例等を遵守することを定めています。ただし、職員配置については、この後ご説明しますが、本要項の「4 (10) 職員について」によるものとします。⑦として危機管理体制を構築するとともに、安全対策について必要な措置を講じることとします。

次に、3 ページの一番下、(9) 保育内容等についてですが、①保育内容については、平成 30 年 4 月 1 日に改正される保育所保育指針を基本とし、保育課程、指導計画を作成し、実施することとします。②として障害児保育を実施すること。③として走谷保育所で提供していた給食を基本とし、食物アレルギー児の対応を行うこと。④として健康診断については、内科健診及び尿検査を年 2 回、歯科健診を年 1 回実施すること。⑤として地域子育て支援事業を実施すること。⑥として、民営化後、概ね 1 年以内に福祉サービス第三者評価を受けることとし、計画的な職員研修の実施等、積極的に保育の質の向上に努めることとします。次に⑦のその他については、走谷保育所では行われていない法人独自の考え方を提案していただく項目です。例えば公立保育所では行っていない完全給食の実施、その他、園行事など法人の考えを示すことを求めています。

次に、(10) の職員についてです。①として保育士の配置については、枚方市条例を遵守するほか、市の補助制度に基づき 1 歳児は児童 5 人に対し、保育士 1 人以上の配置基準とすることとします。②では保護者説明会でもご意見をいただいている内容ですが、職員配置については、保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすることを求めています。③として看護師を配置すること。また、国の制度に沿った病児保育事業の体調不良児対応型の実施について検討することとします。④として走谷保育所に勤務している枚方市の臨時職員等が移管後の保育所で就労を希望する場合は、その採用について積極的に検討することとします。この点につきましては、過去の民営化でも保護者から要望を受けており、これまでの事例でも積極的に採用していただいております。⑤として苦情解決責任者及び苦情受付担当者を設置するとともに、第三者委員も配置し、苦情に対して適切に対応すること。⑥として大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要項に基づき、「公正採用選考人権啓発推進員」の設置に努めることとします。

次に、(11) の引継ぎ等についてです。①として枚方市と合同で保護者説明会を、法人決定後、速やかに開催するとともに必要に応じて随時行うこととします。②として保護者代表、法人、枚方市の三者で構成する三者懇談会を移管前及び移管後の各 1 年間設置し、必要に応じて懇談を行うこととし、期間終了後も市の求めに応じて懇談を行うこととしています。5 ページに移りまして、③として移管 1 年前から、施設長予定者等は、随時、走谷保育所を訪問し、年中行事の当日参加や企画段階からの参加、障害児等配慮を要する子どもの保育状況や対応の確認を含め、保育内容等の確認を行うこと。さらに、走谷保育所の保育士と引き継ぎのための保育の実施計画作成の協議を行うこととします。④として平成 31 年 1 月から 3 月の 3 か月間「共同保育」を実施し、法人は各クラスに保育士を配置すること。また、「共同保育」に参加した保育士は移管後、各クラスに配置する

こととします。共同保育の期間については、保護者説明会でも延長してほしいとのご意見をいただいておりますが、これまでから3か月で行ってきており、その中でしっかりと引き継いでいきたいと考えておりますので、現状通りの記載としています。⑤として看護師、調理員についても、「共同保育」期間中に随時派遣し引き継ぎを受けることとします。⑥として共同保育期間中にクラス担任予定者等は、枚方市の保育士とともに保護者との個人懇談を行うこととします。⑦として移管後、枚方市職員が保育内容等の確認のために訪問するときは、協力することとします。なお、「共同保育」に係る費用については枚方市が必要と認めた額の範囲内で負担するものとします。

次に、(12)のその他についてですが、まず①として保育所名については、「走谷」の名称を残すこと。また、クラス名も同様とします。②として保育所内に設置されている卒園製作の記念物等を撤去する場合は、事前に保護者の意見を聞くこととしており、この記念物等の等には、保護者会からの寄贈品なども含まれると考えています。③として園の運営に当たっては、保護者及び地域に対して誠意を持って対応すること。④として既に入所している児童の保護者の負担が増えないようにすることを求めています。⑤として新たなサービス実施の対価として負担を求める場合には、事前に保護者に説明し、理解を得た上で実施することとします。⑥として走谷保育所の保護者が、移管が決定した法人が運営している保育所の見学を要望した場合には、可能な限り協力すること。⑦として保育所設置申請手続きの法人負担について記載しています。⑧は、自動車での送迎に対する安全対策として、朝・夕の送迎時に警備員等を配置すること。⑨として家庭及び地域と連携して走谷保育所の保育が展開されるように配慮することを規定しています。

ここまでで、一旦説明を区切らせていただきます。

【会長】

はい、ありがとうございます。今、項目の4の応募資格及び条件、かなりの内容になっておりますがご説明をいただきました。この内容についてご意見あるいはご質問等ありますでしょうか。

【委員】

3ページの応募資格及び条件の(4)の移管前の保育内容を引き継ぐこと、なお、保育制度の改正や社会状況等の変化により、「枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項」の内容に変更が生じる時は、枚方市と法人で協議の上、変更するものとする、この募集要項で実際に走り出すとか法人があつて、その後、募集要項に変更が生じたりしたらそういうものを受け入れてくださいよとか、そういう事を言うということですか。

【事務局】

、この要項に基づいて応募されてきたということで、この内容で保育をしていただくという形になります。それが国の制度等が変わりまして、今、開所時間がいつからいつまでというふうにお示しさせてもらってると思うんですが、それを変えなければならないとか、地域子育て支援事業をやってくださいよというような内容になってるんですが、その内容に変更が生じた場合、国の制度や

市の補助制度等によって変更が生じた場合、このまま続けるのかという話になってきますので、それは協議の上で法制度等に基づいた形で変更をしていきたいと思いますということを示させていただきます。

【委員】

わかりました。

【委員】

今の3ページの4の(1)ですけども、一応確認ですが10年以上保育所をと書いていますが、保育所から幼保連携型認定こども園に変わっている所とかは応募できないという理解でよろしいんでしょうか。

【事務局】

法第7条に規定する保育所としておりますので、保育所ということになります。

【委員】

認定こども園は含めない。

【事務局】

含めないという書き方になっています。

【委員】

ただ、でもそれを議論するのがこの場ということですよ。

【事務局】

そうです。

【委員】

だから、別にここに書いてあっても、いやいやいいんじゃないのということになればいいと思うんですけども。

【委員】

まず市の見解がどうなのかという事をお聞きしたんです。

【委員】

それで、だめだと。

【委員】

今は入っていないということでお聞きしました。

【委員】

この案では入っていないということですね。

【事務局】

この案では入っていないです。

【委員】

ただ、それは別に保育所から認定こども園になられて、保育所の時代から今までで10年あればそれでいいということではないか、幼稚園からではちょっと具合が悪いと思うが。

【事務局】

この要項上は保育所とはっきりと書いているので、そういう解釈にはならないです。

【事務局】

それは変えられるのか。

【事務局】

事務局としては、それ以上の事は言えませんが、ここに書いているのはそういう意味ですということ。

【会長】

そういうことですね、今の設定では保育所をとということですね。それに対してご意見等があればという話かと思いますが。確かに先ほどちらっと出ましたが、いわゆる幼稚園型の認定こども園は確かに保育所の運営ということになりますので、ちょっと違うと思いますが、保育所からの認定こども園という形もあった場合にそこはどうかということになります。

【事務局】

枚方市内に限っていいますと、保育所から幼保連携型の認定こども園になったところはないです。現在4か所ありますが、全て幼稚園から移行しているところです。もちろん2番の大阪府内全域を見たときに、そういったところはたくさんある事があります。

【委員】

すみません、ちょっと理解が足りていないんですが、元々保育所を運営している社会福祉法人が幼保一体になった場合は、その法人は第7条から外れて幼保の法人であるとみなされるんですか。

【副会長】

第7条にも幼保連携型認定こども園は規定されていると思うんです。

【事務局】

幼稚園型は入っていませんが、幼保連携型も第7条の児童福祉施設に入っています。

【副会長】

「保育所及び幼保連携型認定こども園」とするかどうかという議論だと私は思っているんですが、私も保育所型認定こども園も含めないというふうに考えていたんです。法律上でいくと第7条に規定するとあるので、第7条に規定されているのはもう一つ幼保連携型認定こども園があるので、それを含めるのかどうかということで、そちらは含めてもいいんじゃないかというふうに考えているんですけど。ただ、幼稚園型とかは違うのかなとは思っています。

【会長】

今、副会長が言われたように、規定上入っているということで、あと先ほどのお話であれば枚方市内に関していうと幼稚園型なのでちょっと違うかなというのが市の見解なんですけども、ただ大阪府という広い視点で見たときにはあり得る話でありまして、その辺をどう考えていくかというお話かと思います。

【委員】

もう一度整理をしていただきたいと思うんですけど。まず、保育所、いわゆる保育所だけを運営しているところはオッケーですよ。幼稚園だけを運営しているところはだめですよ。今、議論になっているのは、元々保育所を運営していたけど幼保一体型になりましたと、ここを議論する。もう一つは幼稚園から幼保一体型になりましたと、この二つがあって会長は前者の方はいいんじゃないのというご意見をいただいたということですか。

【会長】

それを入れたほうがという視点があるということですね。

【委員】

この二つを今、話し合うのかどうかということですね。

【会長】

それで、一つ幼稚園から、先ほどの枚方市内にある4か所の幼稚園からの幼保連携型というのは、ちょっと違うかなというのは、確かに私も思うので。ただ大阪府での募集ということになりますので、そこら辺をどう考えるのか。ということは、実はもう一つあるのは、この応募に対してどれ位集まってくるのかということがあるので、いわゆる幅のところですね、余り少ないと選択の幅が無いという形にもなりますし、そこら辺もちょっと絡んでくるのかなと思いますし、ただ枚方市の方であえて保育所だけに限ったということに関して、視点とかお考えがあればご説明いただけたらと思います。いかがでしょうか。

【事務局】

元々走谷保育所を保育を引き継いでいただくというところと言うと、保育所から認定こども園に移行しているというところもあるんですが、保育の部分をしっかり引き継いでいただけたらということで、あえてここに認定こども園は入れてないんですけど、会長おっしゃるように選択の幅、要は幼保連携型の認定こども園を外してしまうと、応募資格というところと言うと、守口市とか豊中市は市の方針として全て認定こども園というところがありますので、保育所だけやっているところは今は無い状態になってしまっているんです。広く応募してもらおうというところと言うと逆に狭まってしまうというところもできますので、そこはこの審査会で議論していただければと思います。

【会長】

おそらく枚方市のお考えとしては保育をきちんとやってくれるという意味で保育所ということに限定されているんだと思いますが、先ほど言ったように応募というところで見るときに、ある意味選択肢が応募者側も認定こども園だから無理だなという話になってしまうことにもなりますので、そこら辺をどう考えていくのか、ある意味保育所という形で手堅く行こうというのも一つの考え方、基本のお考えと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

【副会長】

私の意見を言うと、大阪府内で言うと今までずっと保育をやってきていて、それなりに積極的に取り組んでいるところこそ幼保連携型認定こども園に移行していていると思うんです。

【委員】

その、積極的というのは。

【副会長】

より今のニーズに答えていこうという思いがある法人ほど、幼保連携型認定こども園に移行していわゆる保育のニーズだけじゃなくて、専業主婦とかも幼保連携型になるとそういうところの子どもたち、保育所の入所要件からはちょっと外れるけども子どもを預けたいと思っているような人たちも一定いますので、そういう人たちも幼保連携型になったら利用する枠が広がるので、利用できるんですね。そういった地域のニーズに答えていこうと思って幼保連携型認定こども園に移行しているところもあるので、そういうところというのは割りと保育をしっかりされてきた実績があってやっているところが多い。全部が全部そうかというのはあれですけども、多いという事を考えたときに幼保連携型認定こども園を入れておくという事自体は幅が広がるし、より積極的にニーズに答えてきた法人が応募してくる可能性が高まるんじゃないかということで、提案を先ほどからさせていただきます。

【事務局】

大阪府の事情で言いますと、27年の子ども子育て支援新制度になるまでは、認定こども園は全国でもワースト3ぐらいに入る位に数が少なかったんですね。ところが27年度に一気に500ほど

の認定こども園が出来たということで、全て保育所から移行したわけではないんですけども、それだけの数の保育所だけやっていたところが認定こども園にいらいますので、そういう意味では応募資格を保育所だけにしてしまうと、応募の範囲がかなり狭まってしまうという面はあると思います。

【委員】

それでは結果的に、その認定こども園の法人が応募してきました、走谷保育所ってどうなるんですか。保育所になるんですか。

【事務局】

保育所のままです。走谷保育所に関しては、保育所のままです。市が認定こども園にしてくれという条件は何もつけていませんので、そこは変わりません。

【会長】

今の確認事項としては、認定こども園が応募して、例えばそこが選ばれたとしても、走谷に関しては保育所として運営していくという形によろしいですか。

【事務局】

そうです。

【委員】

あんまり認定こども園のことについて、私はイメージできていないんですけど、逆に学識のプロにお聞きしたいんですけども、保育所と保育所から移行した認定こども園では、具体的に何が違うんですか。

【副会長】

先ほど少しお話をさせていただいたように、保育所だと基本的に昔の言葉で言うと保育に欠ける、日中、子どもが保育をする人がいない状況のときに子どもを預かるという状況です。幼保連携型になると、もう少し受け入れ幅が広がって、ちょっと専門的ですが1号とか2号とか3号とか分かれている、1号のいわゆる幼稚園とかに通わせているような保護者の方も一定枠があって、そこに預けることが出来るようになるので、そういうところで困っているような幼稚園で預けられないというようないろんな事情があって、保育所の条件にあてはまらないという方も一定数おられるので、そういう人たちが利用できるようになるという住民側からしたらメリットがあるということで、地域のニーズに合わせてということで。

【委員】

質問のしかたが悪かったです。今回、法人として幼保の法人であって、運営は保育所なんですね。そう考えた時のメリット、デメリットというのは。

【副会長】

大体移行している法人は、ずっと保育所をやってきた法人が移行していますので、そういう意味では保育をしてきた実績という意味からすると変わらないということで、条件的に保育所を条件にするのであれば幼保連携型認定こども園を入れても求めているものと変わらないのではないかと
というような事は思っているところです。

【会長】

そのとおりで、先ほどの枚方市さんの話で言えば、幼稚園型ということに関して言えば、元々が幼稚園なので要は保育所の経験が無いという事を多分言われているということがあると思いますので、副会長が言われているのは幼保連携型のという部分で言えば、元々が保育所を運営しているところが認定こども園という形になったので、保育内容的にも色んな面でも特に問題はないだろうという話なんですね。

【副会長】

私が言っているところは、ちょっとややこしいということでは全然こだわっている訳ではないんですが、一応、提案として皆さんにご議論いただければ。

【委員】

この児童福祉法第7条に規定する保育所という文言で、そういうものを含んだ解釈はできないんですか。全然別物なんですか。

【副会長】

第7条には施設が列挙されていて、保育所、幼保連携型認定こども園と並んでいる。列挙されている中に並んでいますので、保育所だけだとそれは含まれていないと、おそらく捉えられるだろうと思います。

【委員】

先生というんですか、ここでの保育士さんと言うのはいわゆる保育所の保育士なんで、保育所法人が運営する保育所の保育士と何ら変わりはないよと言えるんですか。

【会長】

認定こども園になった場合は保育教諭になるので、幼稚園の免許と保育士の資格と両方持っている人なる、通常の保育所に関して言えば保育士資格だけでいいと。

【副会長】

今は、ほとんどが幼稚園の免許も持ってる方も多いですが、保育士さんの資格とか、経験とかからすると、保育所でも認定こども園でもそんなに変わらないかなと思います。

【委員】

実際の運営実績として、公立の保育所ってすごく抽象的ですけど保育所って教育とか、そういうのは一切やらないよと、ただ本当にみんな仲良く、楽しくやるみたいなそんなイメージ、ちょっと伝わらないかもしれませんが。

【事務局】

いえ、教育は入ってますので。

【委員】

結構入ってるんですか。

【事務局】

入ってます。

【委員】

けど私立の保育所とかだったら、例えば英語教育しますとか、体操しますとかプールも、そんなイメージを持っているんですが。

【会長】

いわゆるお稽古事ということで、保育あるいは幼児教育という部分でいったら、それは実は教育ではないというふうに思います。いわゆる今言われたような、それこそそのびのびと楽しくといったことが実は大事な教育が入っていて、そこをきちんとこれからも大事にしていこうというのが保育の大きな日本の国の方針でもありますし、中には色々と特色を出すという形で、お稽古事を行っている所も確かにあるにはありますけど、保育という中にはもちろん教育も含まれるという事はご了解というか、そういうふうに思っていて特に問題はないかなと思います。逆にそれこそそのびのび、明るく、楽しくという中に、それこそ現場の先生方の大事な学びを組み込んでいただいていると思いますので。

【委員】

そうですね、失礼しました。

【委員】

認定こども園といった場合に、認定こども園でも幼稚園からの認定こども園、保育所からの認定こども園が今あるってお聞きしたんですけど、だから認定こども園もオッケーですって言うときに幼稚園からの認定こども園はだめです、保育所からの認定こども園はオッケーですという形は取れるんですか。それってわかるものなんですか。

【副会長】

社会福祉法人とあるので、幼稚園からの移行は幼稚園を運営していたのは学校法人ですので、幼

稚園の場合。だから幼稚園から移行したとしても、学校法人はここに含まれないので、幼稚園から移行したものについては、ここでは省かれると思います。

【委員】

幼稚園から移行してきたら、必ず学校法人になるんですか。それとも社会福祉法人に移ると同時になるとかいう事はないんですか。

【委員】

この社会福祉法第7条に規定する認定こども園って書いてある部分は、保育所からの認定こども園かって事なんですね、自動的に。

【事務局】

これまでの実態として、幼稚園はまず学校法人がやっています。保育所は社会福祉法人がやっていますけども、最近では学校法人がやっている保育所もありますし、保育所自体はやる場所の制限がないので色々な、NPO法人でもできるんですけど、実態としてほとんど社会福祉法人という実態があります。中には学校法人で幼稚園を持っていて、社会福祉法人で保育所を持っているという法人もありますので、そういったところが認定こども園をやっているというところもありますから、そこはエントリーできる可能性はあるかと思います。

【会長】

あと事業者や企業がやっているという保育所というのがありますので、そこは明確に外しているという形かと思いますが。

【事務局】

そうです。入れてないです。

【委員】

なかなかここで議論して、ぱつというのは難しいですよ。

【委員】

でも一つしか応募が無くてそこにというのも避けたいという部分もあるので、保育所から認定こども園になったところって言うのはある程度、業績というか良くないと移行というか、増やすというのは不可能だったんじゃないかなと思うので、それなりに実績があるから増やしてここへ来てるんだろうって言うのは分かるので、選考としては入れていただいたほうが選択肢として増えると思うので、入れたいとは思っています。

【事務局】

副会長が言っていたように社会福祉法人ということになれば、ほとんど保育所から移行した認定こども園ということになります。

【委員】

ではなくて具体的に、社会福祉法人ではなくて今みたいな保育所の運営。

【事務局】

保育所から幼保連携型認定こども園に移行した保育所も含むということですね。そういう書き方もできると思います。

【委員】

なるほど。

【副会長】

おそらく幼稚園から幼保連携型に移行した場合、保育の実績、特に0、1、2歳の乳幼児保育の実績がおそらく少ない。この制度ができたのが27年の4月からですので、幼保連携型になってからまだ2年ぐらいしか経っていない、その2年ぐらいしか乳幼児保育をやっていないところ、幼稚園から移行となるとそうなるので、そうするとこの10年というのは乳幼児の保育をしっかりと10年間やってきたところという意味だと思うので、やっぱり幼稚園から移行してきているところというのは、0、1、2歳の実績が無いというのはちょっと心配なところだと思うんですね。

【事務局】

枚方では2園は0歳児保育はやっていません。2園は0、1、2歳児保育をやっているんですけど、あと2園は0歳はやってないんです。1歳からの保育になっています。

【会長】

そういう意味では、今の話を整理すると、まず社会福祉法人という一つのキーワードがある。それから今、副会長が言われたように10年という意味ですね。そういう2つの視点の担保ということで、幼保連携型の認定こども園という表記の仕方は考えていただいて、含めていただくというのはいかがでしょうか。ご検討なり、事務局さんいかがでしょうか。

【事務局】

はい、委員の皆さんが幼保連携型認定こども園、今、色々と条件的な事はありますが、それを応募資格の中に加えるべきだというご意見であれば、事務局はそれに沿って、表現は考えさせていただきますけども、最終的に審査会で決めていただければと思います。

【会長】

委員の皆様、いかがでしょうか、その辺のところ。募集の文案は事務局でお考えいただくとして、先ほども社会福祉法人でちゃんと保育所を運営した経験のある認定こども園ということで応募資格ということではいかがでしょうか。やっぱり認定こども園、増えてきていますので、そういう意味では認定こども園を一つの視点に入れていくというのはありかなと思いますので、いかがでしょうか。委員の皆さんにはそのような形で、事務局の方に文案をご検討いただくということでいか

がでしょうか。

【各委員】

異議なし。

【会長】

ではそのような形で文案のご検討をお願いしたいと思います。

【事務局】

わかりました。

【会長】

他いかがでしょうか。応募資格及び条件のところ。

【委員】

4ページの(10)の2番、保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすることということですが、こちらについて民間になるとどうしても法人が募集する保育士ということ年齢が低くなるという事は結構どこでも聞いてきていて、どういったふうに配慮されるのかなということが。実際に配慮されていたとしても、退職者が出たりとかしたら変わって、いざ移行したときにバラバラになったりとか言う話をちょっと聞いたので、どういう配分で考えていらっしゃるのかなということと、できればバランスよく配置されたのであれば、それを崩さないようにということも含めてほしいです。

【事務局】

募集要項の中では表現がなかなか難しいので、従前からこのような表現方法でさせていただいているんですけど、これにつきましては申請様式の中で一定、保育所の年齢構成についてどのようにするのかというようなことを記載してもらったところがあります。資料8の様式4の4ページの上から職員についての(1)、(2)辺りがそういったところと関係してくるんですが、(2)の方が今、ご質問のあった募集要項の4(10)②、④関連となっていますが、ここに一定法人の考え方をどういう構成でいくか、年齢をもちろん含めて書いていただくんですが、さらに今までの選定審査会の中では、プレゼンテーションの時に委員さんが大体質問をしておられます。やっぱり今おっしゃった事は多分気になると思いますので、そこを質問されていたと思います。そこで一定この法人はどういう考え方で職員を配置していくのかという所は分かるのかというふうに考えています。

【委員】

それでその結果、配慮はされている。

【事務局】

そうです。だから、当然民営化を受けるという事は新しい園を一つ持つ事になりますので、そこ

で新規で募集もされるんですけども、大体民営化を受ける方の園には元々のところに居られたベテランの方とか、そういった方も配置されていきますので、そこで今自分の園の中で、大体この中堅クラスのこの人とか、主任クラスのこの人をみたいなところは考えていかれると思います。

【会長】

プレゼンテーションのときにも確認というか、意見交換で質問ということですし、またこちらの要望というのでも伝えられるかなというように思います。

【委員】

そうですね、これ見るとすごく抽象的な書き方が多くて、どのようにも解釈ができるんですね。今言われた箇所についてなんですけども、先日、過去に民営化をした保育所の保護者会の方からお話をお伺いする機会を得たんです。そこでは、副市長が一番最初におっしゃったのが、概ね民営化されたところは満足してますというお答えをされたと思うんですけども、私たちも走谷保育所の民営化の説明会でもそのようなお話を伺っていました。ですので、特に何も問題も無くすうっとここまでできてたんですけども、その民営化された保護者会の複数の保育所の保護者の方とお話をするのがあって、その時にはやはり保育士の質という観点で公立と全く異なっている。じゃあ質って具体的に何なのかというところなんですけども、例えば年齢構成が主任先生でも、もしかしたら 20代かもっていう先生です。主任先生が 20代という事は担任の先生等々も皆さん 20代が多くなってます。これって保護者からすると、やはり質を担保できるのかということもそうなんですけども、やはり色々な年代の方が保育に携わることによっていい保育というのが生まれるんじゃないかなと。私たちの仕事でも一部の偏ったところで話をするとな一部の議論しか出てこない、けど色々な年齢、色々な国の人と議論することによって色々な観点がでてくるので、より良くなるんじゃないかと思っています。もう一つ、すみませんまとまっていなくて、もう一つお話したいことがあったんですけども、引継ぎの期間ですね、ここで3か月、資料7の5ページの上から2つ目の④、特にここなんですけども、3か月の共同保育を実施しというところなんですけども、過去にもおっしゃられたと思うんですけども、過去にもこの期間が短いという保護者の声があがっていると、今回も民営化された保護者の方たちもおっしゃってました。具体的には、この共同保育で何をどのレベルまで行えばそれは引継ぎに相当するのかということが、全く多分無いと思うんですね。その上で、引継ぎ期間を3か月というのはちょっと少し乱暴かなと。確かに保護者の方がいていたのは、子どもから先生についてはすごくなつくのは早い。もうすぐに先生と行って行っちゃうというのは聞きました。ただし、先生から子どもって言う意味ではどうなのか。また、先生から保護者という意味ではどうなのか。3か月というと、1ヶ月の営業日というか勤務する日数は20日と考えて、60日しかないんです。その上で子どもたち大体90人若しくは120人に相当するのであれば、一人の先生、上のクラスでいうと20人くらいですかね。

【事務局】

4、5歳は20数人。

【委員】

20 数人の子どもを理解して、保護者を理解して、保護者と子どもの関係性、友達との関係性を理解しなきゃいけない。それが果たしてこの期間でできるのかと、言うところがすごく私たちも不安です。これだけではなくて、この募集要項、条件が私たち今、おかれている走谷保育所とすごくかけ離れているなど、逆に言うと改めて今の先生方に恵まれているなどというのが、本当に理解できたんですね。というのは、ここの保育所の基準、民営化する、しないというのは市が決められることなので私たちは何ともいえないんですが、そうなった以上は質っていうものを一番に守りたいという思いがあります。ということで今回、この資料ではなくて私が保護者会の意見を取りまとめて作ってきたものがあるんです。これお配りさせてもらっていいですか。

基本ここに記載されているものをベースに作りました。過去のやつを参考に作りました。3枚あるんですけども、3枚目が選考審査表といって、いわゆる資料で言うと資料9にあたるものです。ですので3枚目は今のお話には全く関係ないところなんですけども。これを作ったもう一つの理由が引き継ぎ3か月行います、ただし一人の先生、担任しか来られません。クラスには担任一人分の費用しか出ないので、一人がやっつけられます。その担任の先生が辞められるということが実際に起きたようです。それも一人じゃなくて初年度に10人程度辞められた。それほど民営化というのは大変な事業なんです。辞められることについては問題ないと思うんですけども、じゃあそういう事実がある以上、どのようにそれを改善しなきゃいけないのか。辞めたことを見据えて、じゃあどのようにしなければいけないのか、というのも入れさせていただいています。具体的には二人以上付くとかしてるんですけども。今回、3か月ではなくて5か月にすると、その5か月というのが正しいのか、正しくないのかというのは、私は分かりません。だからそれは議論したいなと思って持ってきました。問題なければ、こちらの案で議論を進めたいと思うんですけども。

【会長】

これを作っていたときに、この資料を提出いただいたということもありますので、具体的にここが違うとかそういうところを教えていただけたらと思いますが。

【委員】

そうですね。

【事務局】

まず、人数分コピーさせていただいてよろしいですか。

【会長】

どうぞお願いいたします。

【事務局】

前段の部分でいくつかお話があったと思うんですが、年齢構成のバランスの良い配置というのは、それは私どもも思っているところでありまして、50代、40代、30代、20代ですね、そこは一定バランスよく配置してもらえたらそれが一番いい話なんですけども、そこは本当に確認はプレゼ

ンの中で最終的にはしていただくことになると思っています。あと、民営化園で主任が20代という話は、我々もちろん引継ぎにも関わっていますし、民営化後の部分にも関わっている中でいうと、枚方の民営化の中では20代の主任というのはいなかったと思います。

【委員】

そういう意味では、保護者の方も実際に年齢を知っているわけではなくて、見た感じ。

【事務局】

まあ、若い感じという。

【委員】

じゃあ40代かというのについては、見た目なので。そこは大きなギャップはないのかなあというふうには思います。

【事務局】

保育所の中を一定まとめていくというところでいくと、余り若い方を主任に持ってくると、運営としてはしんどい話、それは民間の話ですよ、という事はあると思います。

【会長】

これ、一般論的なことになるのかもしれませんが、基本的に保育所と言えば、多様な年齢層で構成したいという事は基本的にあると思いますし、あとは園の事情によって色々と変わってきたりはしますが、基本的にはその考え方というのは共有されていると思います。今お話があったところが、具体的にどの園であるとか、そういう事実があるのかどうか、例えば先ほどの主任のお話であっても、20代はいないというお話があったときに、そこら辺がどこまでどういう形で事実として確認できるのかということもありますね。その辺が保護者の方も色んなことを思われるでしょうし、それもよく分かりますし、それからまた逆に他の方のご意見もあると思いますし、そこら辺はどこまで考えていけるかということもありますし、あと例えば審査のときに例えば年齢構成なんかは、要望を出したり、確認する事はできると思うんですよ。どういう構成にされますかとか、こういう構成がいいという事で、それに例えばマッチしていたらそれはいいことだと思うんですけども、マッチしてない場合もじゃあこういう構成にできますか、お宅の法人さんはそういうことにご対応いただけますかということは聞けると思いますし、要望としては出せるかと思います。それでそういう時に例えばそういう多様な年齢構成というのがいいんじゃないかという事は審査会として共有はできるんじゃないかと思います。

【委員】

意見なんですけど、資料7の募集要項、これプリントしてくださいということででてきますと。これどうでしょうと、本当はこういうのが理想的だと思いますから作りましたとなったときに、この料理を資料7の料理を不都合ないですかという問いかけを私が受けているときに、こっちの料理の方がおいしいですよとパッと出されたら、ちょっと広がりすぎて、何かどうしたらいいんですか

と、だからどっちかという、この資料の案のこの部分にこういう事を取り込んだら気になるところがちょっと是正されるという形で意見を言っていたらいいのかと。こっちの方がおいしいですよ、言われたような気分になんて、夜通し議論しても結論がでないんじゃないかという気持ちに正直なってます。

【委員】

私としては、こっちの方が是非おいしいので、このおいしい料理を見ながらお話を。結局ゼロベースだと思うんですね、皆さんは初めて見られているわけでこれを基にお話されても全然問題ないんじゃないかと思ってます。先ほど会長が言われたご意見に対してなんですけども、確かに事実でお話しないと人の解釈で話しをするのはよろしくない、それは理解しております。ですから20代というのはあくまでもそこは感覚だと、ただし離職者が10人程度でているというのは事実としておそらく枚方市であれば押さえているはずですよ。というのも、枚方市と民営化後の三者懇談等々でそういう議論というのはされているはずなので、じゃあこれが仮に事実とした場合に、おっしゃられたように応募資格じゃなくて、プレゼンのときに決めたらいいというお話なんですけども、じゃあそのプレゼンの決め方によるとその質というのが点数が低かったとしても、他が高ければそこで決まっちゃう可能性はありますよね。ですので、まずここで私たちが重要視している、この応募してくるのはこういうところというのを、質に対してはすごく重要視して決めて行きたいと。

【委員】

私、今議論していて、応募してくるところが複数例えばあったら、プレゼンしていてよりこちらのほうが理想的に近いいいなっていう形になる。でも一つしか出てこなかったら、これに合わなかったら今回はだめという話もあるのか、努力目標的などころはちょっと幅を持たせて採用するか、結局そういうことになると思うんですけど、複数出ればこっちの方がよりしっかりしているなという選択肢だと思うんですけど。

【会長】

そうですね、そういう離職率の問題というのは枚方市に限らず全国が抱えている問題で、保育士に限らず教員もそうですし、変わったとしてそれがどういう原因なのかということもありますよね。全国的に言われているのはおそらく人間関係が一番大きいわけで、そこら辺のところ例えばたまたまそういう状況になったとか、あるいはもしかしたら違う理由かもしれない。たまたま辞めたいという人が重なるという事例も確かにあったりもするので、離職率が例えば10人としても大きいですよ、その内容と例えばそういう事は、枚方市のその園だけが抱えている問題なのか、その園に限らず日本の状況においては一般企業においても転職というのが一般的になって、なかなか定着しない。そういう中で企業を含めて色んな組織がやっぱり定着してもらうということについて考えているので、例えばそういったことについての質問というのはやっぱりしていいと思いますし、確認したいと思いますよね。あとはやはり保育者とあるいは保育という事を考えるものとしても、離職率は下げたいという事は思っていると思いますので、そういうためにどういうところを工夫されていますか、あるいはそちらが今運営されている園での離職率というのはどうでしょうか。あるいはそういったことの防止のためにどのようなことを考えていますか。あるいは、現在で言え

ば厚労省のほうからもキャリアパスという部分ですけど、いわゆる処遇改善の事についても厚労省からもでていきますので、例えばそういうことへの取り組みについてもどう思うように考えていますかとか、そういうようなことも審査のときに聞く事はできると思います。それで、今ご提案のところじゃあこれで離職率がということとはまたちょっと違うとは思いますが。

【委員】

あの、離職率の話がありましたけども、厚生労働省が平成 27 年度に出している数字で、保育士の全体の離職率というのが大体、確か 12%くらい。公立だけを見ると大体、7~8%になります。公立というのは基本、定年退職。という事は一般の民間の保育所の離職率というのは 14%、15%とかになるのではないかと思います。例えばさっきの 10 人離職者がいましたという所でも、じゃあ全体の先生の中の民間の離職率に相当するのであれば、ああこれは仕方ないよねという話になるんですけども、1 年目というのは意欲に燃えて民営化を成功させなきゃいけないというところでの、一般の離職率よりも高い数字がでてくる。それも担任も含め、ここは事実かどうか分からないですけども聞いた話では、引継ぎにきた先生も引継ぎの途中で辞めちゃうとか、そういう話を聞くとやはりこの離職率というのもちょっと考えなきゃいけない。離職というのもあるのを前提で考えて、引き継ぎというのでも考えなきゃいけないんじゃないかという思いはあります。

【会長】

そのところで、例えば共有しておいた方がいいかなと思うのは、例えば 6 園過去にあったときに、どれくらいの、どこか 1 か所なのか、あるいは他の 5 件はちゃんとできているのか、そういうところもありますよね。要はお聞きになった例というのが、何か事情があるのか、他のところでは例えばそのシステムでうまく行ってたのであれば、たまたま何かがある。ではその原因が何かというのは確かめていった方がいいと思いますし、それが例えばそういう気配りなところがあるのであれば、そこはちょっと注意していただけないでしょうかといった形で、民間事業者にも視点としては提示できる可能性もあると思うんですが。

【委員】

そうですね。提示できても、それが三者で会話することはできます。ただし、そこって言うのは雇用の話になってくるので、じゃあそれを市としてどこまで指導できるのかということだと思うんですね。これって実際無理だと思っちゃうんですね。現に民営化された所も、辞めるなどはいえないので、だからこそこってすごく重要な。

【会長】

じゃあ何かその、10 人辞めたというその理由というのは何かお聞きになってるんでしょうか。どういう理由で辞めてしまったのかっていうところとかって何かお聞きに。

【委員】

やっぱり引き継ぎ期間が短くて大変だと、そういう理由です。

引継ぎ期間が短くて、ばったばったばったばったして、その人の感覚では若い先生が多いので、

みんな頑張っているけど、その頑張りがすごくいい先生と、頑張っているけど空回りだったりとかって言うのはお聞きしていました。

【会長】

今、そういうのがあってお聞きになつてということなんですけども、市としてはそのようなこととか、あるいは他のところですよ。他のところでの状況、お聞きになっていたり把握されていることって言うのはありますでしょうか。

【事務局】

少なくとも民営化を受けた園側から、引継ぎ期間中の職員さんも含めて、この引継ぎ期間では短いという話は市に対しては聞いた事はないです。10人辞めたという話は、確かにどこかの園でやめているという話は、一定辞めているというのは掴んでいますけど、ただ10人もいたかどうかはクエスチョンですね。

【委員】

クエスチョンというのは、事実確認がまだ今はできていないということですか。

【事務局】

事実確認は確かにできていませんが、10人という大量な人数はどうかと。

【事務局】

職員の数がなくなつて、雇用の期間が1年だった方がお辞めになるという事はあると思います。保育のそのときの子どもの保育の状態で。公立もそうなんですけども、子どもさんの状況で、障害児保育制度のお子さんでしたら、お子さんに対して一人の人を入れないといけないので、そうなったときに卒園するとその数が一人減るとか。そういう感じの職員の数が変わるという事はもちろんあるので、そういうこととの整合性がどうかちょっと分からないんですけども、それと民間園の職員だったら公立の採用試験を受けてそこで通ったとか言うところの話は聞いたことがあります。別の採用試験を受けるっていう、さきほど言われたように民間と公立の違いって言われましたよね。民間の先生が公立の保育所の試験を受けて採用された、基本的にそっちを希望されている職員だと、それはやっぱりそちらに行かれるかと、それが枚方市だけではなく他市もありますので、採用試験というのは、そういうこともあると聞いた事はありますけども。すみません、把握の仕方が至りませんで。

【会長】

そうですね、それでも確認できることがあれば、また問題を教えていただけたらと思いますが、ここでごっちゃにはいけないと思うのは、今お話していただいた例というのはとっても大きな問題なんですけど、それがいわゆる民間への移管というシステムの問題としてそれが起こっているのか、たまたまその園で起こった事例なのか、というのはちょっと整理をしないといけないと思いますね。その時にいわゆるシステムとしてその引継ぎ期間で十分なデータがということではないで

すけども、例えばここに書いているのは、施設長予定者は1年前から関わっているという話なので、おそらくずっと一人で関わっているという事はまず考えられない。その都度その都度、色んな視点で園の担任になる方であるとか、そういう形で関わっておられると思うんですね。おそらく共同保育という時点、いわゆる共同保育期間というのはドンと入っているのが共同保育だと思います。おそらく通常考えれば、その前の準備期間をかなり綿密にやっていくというのが通常の方だだと思いますね。その上での3か月の期間というのが通常考えられるんですけども、そここのところがシステムとして全体として、そういうことが起こってしまっているということであれば、そのシステム自体の問題ということになりますが、ある園の事情のところになってくると、個別のケースになってきてしまうので、そここのところでのやっぱり人と人との関わりなので、いろんなことが起こっては来ると思うんですが、もしそここのところでの人と人との問題ということであれば、じゃあ何が原因でそこが起きたのかという事は把握しておいて、それを例えば次の事業者選定に向けての注意点としてそれをフィードバックするという事はありえるのかと。そのほうがいいんだろうと思いますが、そこら辺ですね。システムとしての問題ということなのか、いわゆる個別ケースでのことなのか。そうでなければ枚方市の個別の民間委託の園だけでなく、色んなところで起こって、確かに公立の園の場合は公立という枠でくると色んな地方がありますので、それこそ公立園しかない地方もあると思いますので、そうすると他に行き先が無いということは確かにあります。という地域もありますので、一律に公立の園がということではないかと思いますが、後はこれを保育という視点で見れば、民間の園と公立の園で保育の質がどれ位違うかといったときに、私は差はないと。

【委員】

そこで言う保育の質とは、具体的に何をおっしゃっているんですか。

【会長】

いわゆる保育での子どもへの向き合い方であるとか。

【委員】

すごく抽象的ですが、向き合うってどういうことなんですか。

【会長】

そうですね、子ども観、それから保育の考え方ですね。例えば、それこそ公立の園の形よりも、より子ども達の活動であるとか遊びというものを活かした保育をやっているところもあります。逆に言うと公立の園さんなどでは非常に型にはまっていて、同じような保育をずっと延々繰り返しているなという部分もあります。それは枚方市に限ったことではないです。一般的にはそういう部分もありうると。なので、民間だから保育の質が落ちるということではないのかと。

【委員】

今言っていた保育の質というのは、保育の質といわれている中の一部、思考だけの話だと思うんです。それ以外にも、子どもに対しての接し方で若い保育士を育てること、結局個人でやる訳でなくチームでやらなければならない。ただし、実務は個人個人で子ども達に接していかなけれ

ばならないという経験、あとは保育士さんと言うのは子ども達だけじゃなくて、親、保護者に対しても、保護者をリードするということも質の中にはあると思うんです。そういうことも鑑みて、やはり年齢構成という事はすごく重要になると思います、一緒です。

【会長】

それは思うんです。先ほどの例で言えば、10人辞めたというところで、確認をしたいのは、10人辞めたというところではとても重大な問題だと思うんですが、そこが個別の例なのか、システムの例なのかということは分けて考えないと、ということですね。そこら辺が視点のポイントだと思います。それで今の段階でいえばそれを確認する、あるいは要望を出していくところでは、事業者さんがどんな保育内容で、年齢構成かということもプレゼンで出していきますし、それをちゃんと履行するよという形でのチェック体制というのは、今の所はあるという前提でいってるんですけども、そこら辺の確認とあとは事業者を選ぶときにどこに重心を置くかというのはこの審査会の中で共有していくと思います。おっしゃられるところの大事さというのはとってもよく分かって、保育としての質は多様な年齢で構成して、それこそ保護者への対応も非常に重要なことだというのは、よく分かっていてそのとおりだと思うので、その質を担保するためには枚方市が入っているという事は、オープンなポイントとしてはあると思いますし、引継ぎがうまく行くという事はとても重要なことだと思います。そういう意味で今、ご提示いただいているのは1年前から入って行って、共同保育というのはそういう形でやります。それでこういう形かと思います。

【事務局】

移管先が決まりましたら、決まったときから法人さんと所長は対応をしていきますし、園の方にも来ていただいて保育を見ていただく。行事も3か月の中では1年間の行事を見ることはできませんので、決まった時点から各行事のところにも来ていただいて、子ども達にも声をかけていただいたり、保育の行事の仕方はそのときからもう伝えていくといった事はやっていきます。先ほど保護者対応の部分のことも言われたんですけども、その辺りも職員としては目の前で見ていただく、保育士がどのように子ども達と関わっているのかというのは見ていただいて、何かあったときにはこういうふうに私たちはやってますという事をその場その場で決まったときに、訪問して下さったときとか、そういう気になると事があるときにちょっと来てくれたらという事を言いながら、先ほど言われたどっぷり保育の中に入るのは3か月なんですけども、それ以前からもう既に始めていくという事はやっています。そこに先ほど説明の中にあっただんですけども、平成30年4月1日から適用される新たな保育所保育指針という、次のページのところ、4ページにあるんですけども、ここの新たな指針の中で子育て支援といいますか、保護者への対応というのも強化されていくことに今度なるんです。それで、そういう所でももちろん引継ぎのところでは、保護者支援、子育て支援というところをしっかりとやっていただきたいということでは、引継ぎ保育の中では話をしながら、それは具体的にどういうことなのかということもやっていきたいと思っています。

【委員】

そこなんですけども、しっかりっていうのは解釈する人によって全く異なってくるんですよ。

【事務局】

だから、具体的な例でね。

【委員】

具体的なサービスとして。

【事務局】

はい、具体的な例でやっていくというのは、これまでもやってきてるんですけども、それが不足だったということがあるんでしたら、しっかりまた、新たに職員とも話をしてその辺を中心にやっていきたいと思います。

【委員】

これ、委員から唐突にこの資料を出されたんですけども、これは保護者会としての意見なんですか、それとも委員としての意見なんですか。

【委員】

保護者会としては、一番何を重視するのかというところで、保育士の質というのを重視されているという結果がでました、アンケートをとったところ。

【委員】

という事は、アンケートのこれは集約と。こういう受け止め方でいいんですか。

【委員】

それで結構です。質を担保するには、じゃあ何をしなきゃいけないのかという具体的には私が入れていきました。例えば、経験年数を幅広い経験年数とかっていうのは、アンケートの中に具体的に書かれています。

【委員】

先ほど会長からの話で、我々が見ている行政が作ってくれたものとの変更点というのはどこどこなんですか。最初に戻って、何かこう離職率とか何かで話が飛んでますけども、元々は3か月間という引継ぎの期間が短いという発端ですね。元へ帰ってもらって、これとの差、変更点はどこなんですか。

【副会長】

まずどちらをベースに検討をしていくかということが問題で、私は市が出してもらった方をベースにしていくべきだと思っています。というのは、これを市が出すにあたっていろいろ検討して、文言の一つ一つを検討されていると思うんです。それでこちら今、委員が出されたのを見ると、表現が古かったりとか、やはり精査されていない部分があるので、こちらをベースにすると全部、一通りの文言からチェックしていかないといけなくなります。そうすると時間の問題もありますの

で、こちらをベースにして、委員からこれをどのページを、市が出した原案のどこを変えるべきかというところを中心に説明をしてもらうのが一番早いのではないかと考えています。これが方法としての一つ、もう一つ確認したいのが、これは最終的に保護者会では見られていない資料というふうに考えていいんですか。もう一人の保護者委員の方は知らなかったという物でいいんですか。

【委員】

これは一通り、最初に見せて。

【副会長】

それは保護者会が全員見ているということですか。

【委員】

保護者会全員は見えていないです。

【副会長】

保護者会の代表者の会議みたいなところで確認されて持ってきた資料ということではないですか。

【委員】

ではないです。

【副会長】

という事は、保護者委員も今日見たという資料ですか。

【委員】

これは、データを事前に。

【副会長】

二人で共有されているということですか。そういう理解でいいですか。

【委員】

はい、そうです。

【委員】

それでは、アンケートの集約ではないわけですね。さっき、アンケートの集約とおっしゃいましたけど。

【委員】

いえ、アンケートの集約である事は間違いありません。ただし、そこからこれを作りました。それで、これを保護者会に見せたかという、そうではないです。ただ、保護者会の会長には見せてい

ますというのと、私たちは保護者会の代表としてきていますというのがあります。

【委員】

確認させてもらっていいですか。募集要項の案を見ていて、要するに何々を検討することという文言で書いてあるところと、何何することと書いているところと、努めることと書いているところと、要するに絶対にしないとだめだという部分と、そういう具合に進めてほしいと言う部分と、その辺をできるだけ市が運営で一番良かれというところを枠として作ってると思うんですよ。あとは、このとおりにやってくれるのかどうかって言うときに、現実にはいろいろ運営が始まってしまったら、もうちょっとちゃんとしないとだめですよという所がでてくるっていうのはあるのかもしれませんが、今日は募集要項をどういう具合にしてよりよい業者さんを選定するかっていう募集要項を協議している話だと思うんで、募集要項としてこれが適切かどうかという議論に集約しないと、保育所の実情とか現状というのも大事ですけど、募集要項の協議だと思うんで、もうちょっと集約される形にしてほしいと思います。

【委員】

であれば、私たち保育所の保護者の意見がここに入らないんじゃないですか。

【委員】

そうではなくて、そういう保育所の意見も絶対聞かないといけないという意味で代表でここに来られてるんだと思うので、要望というか、心配してるんですよという意見をしてもらうのは大事な事で、そのために委員になられてるわけですから。でも意見を言われた上で何らかの集約というか、募集要項がちょっとでもいい形で固まるように運営してほしいと、議事を。そういう具合に思うんですけども。

【会長】

おそらくなんですが、委員がこれを作っていただいたという事の大きな理由は、保護者の大事にしたいという事を伝えたいというのが大きな目的なんだろうと思います。それで今お話をずっと聞いていると、やはり保育士の質というのはすごく大事です、というのは大きなポイントなんだろうと思います。おそらくなんですが、いろいろ書いていただいていると思うんですが、じゃあこれって絶対という形じゃないんだろうなと思います。おそらくたぶんその視点をいただいていると思うんです。例えば、先ほどの話で言えば様式の職員についての1と2ですかね、保育士の配置についてだとか、あるいは年齢構成と採用についてというような項目があると思うんです。これはそもそも審査の対象にもなっているところなんですね。おそらく委員がおっしゃっているのは、保護者会としてはその部分をととても大事にしたいんだという事をお伝えいただいているのかと思います。例えばざっと見ていただいたときに、ではこの募集要項というのは広くいろいろ募集をしていくという形になっていますので、ある意味一般化していきます、募集要項としては。やはり要項としてはそうならざるを得ないと思います。おそらく委員が作っていただいたものというのは、かなり具体的な数字になっています。そこはととてもよく分かるんですが、思いの内容としては良くわかるんですが、多分募集要項としてはこちらの方が広く一般としては流通しているというか、広く公募はでき

るか。例えばですね、施設長の任期、経験年数をここまで限定をして、あるいはこういう限定というのは募集要項の時点で出すものなのか、あるいは応募してきた応募者に対して、リクエストとして出すべきものなのか、ということがあるかと思います。そういう意味では委員が出していただいた部分のとても大きなところは保育者の質というところだと思いますので、例えばそういうご意見を出したときに向こうがどういう形に出てくるか分からないときに、おそらく施設長の経験年数がこれじゃないといけないとなったときにより限定されてくることになるであろうし、またなかなかそういう方はちょっと難しいと思うんですね。それよりもでてきた案に対してもうちょっと年齢の構成の上の方をとか、あるいはもうちょっと幅広い年齢の方の構成を考える事はできませんかというような応募者とのやり取りやリクエストの仕方はできると思うんです。なので、この書いていただいた視点で保護者の方がとても大事にさせていただきたい視点というのは確かに保育者の質というところで共有はさせていただくとして、募集要項という部分でいったら、やはりおそらくこちらの方が、先ほども副会長の方から文言の問題もありましたし、こちらの方で先ほど委員が言われたように、もし具体的などころでここですよという事があつたらまた言っていただいたらと思うんですが、なかなかおそろくざっと私見させていただいた感じなんです、このじゃあ数字を募集要項として出すというのはちょっと難しいと思うんです。それよりも、確認事項、リクエストの情報として、要望内容としてここは譲れません。あるいはここは大事にしたいですよというような項目として共有しておくという事はできると思います。

【委員】

ありがとうございます。2点ありまして、3ページの応募資格及び条件の4の(2)保育所を運営するために必要な経営基盤及び社会的信望を有していることと書いてあるんですけども、これって具体的に何なのというのは、私は分からなかったんです。それと(6)の理事長は社会福祉事業に熱意と識見を有すること、これも具体的に分からないんですね。という事は、これを判断する基準というのがいるんじゃないかと思って、より具体的にしました。もう一点目が、施設長や理事長の経験年数が数字で入っているといった指摘、それは難しいんじゃないかという指摘なんですけど、大阪市の民間保育所への移管の資料については具体的な数字が載っています。ですので、ここで応募資格及び条件として数字が載ることがおかしいというのは、それは違うんじゃないかなど、むしろ載っている方が。それで、例えば先ほどの配慮という所も解釈によって違うので、具体的な数字が無ければそのままやむやになってしまう。その結果、民営化後の三者会議でもめてしまう。結果、裁判に至った例も、枚方市でもあると思うんですよ。宇山では裁判があつたと思うんですけど。

【事務局】

一番最初の民営化では。

【委員】

ですよ。全国的にも民営化で裁判というのは起こっているんで、そうなつたらお互い不幸になると思うんですよ。ですので先にキャップを閉めた方が、規定されたものを決めた方がいいんじゃないかという思いで具体的な数字を、大阪市のものを参考にしながら作りました。

【会長】

例えばなんですが、出していただいた中で、例えば意欲とか測るのが難しいというので、おそらく具体的には園での問題発生時に保育士、子ども、保護者の不安に対してというような項目ですよね、それから過去3年、職員の過去3年間の平均離職率が7.1%以内であること、これは大阪市さんでこのような数字が。

【委員】

ここは私が入れました。これは先ほど申し上げた厚労省が出している離職率に沿って入れました。これだけ離職率が低ければ、より良い環境で仕事をされている。だから子どもに対しても、職場環境がよければお客様に対してよりよく接することができるというのは、色んな企業で言われている話であるので、それをちょっと例えて、職場、保育士の環境もよければそうなるんじゃないかと思って入れました。

【会長】

いかがでしょうか、皆さん方。僕はここの部分は少し引かかるかなと思うのは、やはりおそらく難しいだろうということなんですが、というのは、それを確約しなさいということは、それを条件にして、それは努力目標としてはみんなそこを目指してるんです。目指してない園、事業者というのはまずいないと思います。そこはないと思うんですが、こういう数字一つ一つ、色んなところからでてくると思うんですが、いかがでしょうか。何かその辺に関してご意見等あれば。

【委員】

私も未来の事に関して言うつもりはなくて、実績として、今の実績がこうなので、おそらくこうなんじゃないかというのを。未来の私たちは関与できないところになってきますので。

【副会長】

よろしいですか。数字を出すときには定義が重要で平均離職率といったときに、この言葉だけではどこまで分からないんですね。パートの人も入れるのか、正職の人なのか。保育士なのか、事務員も含めた全部の職員なのかというところを、そこまで細かく書けるかという問題、数字を入れるときにはそこまで吟味していかないといけないので、その数字が妥当なのかというところもあるかもしれませんし。そこをどう検討していくかという問題があるのと、もう一つは、先ほど委員が少しおっしゃられた幾つかの事業者が出てきた中で選択したいという事を考えたときに、こういう条件がたくさんあると、ここだけがぶつかっているという所が出てきて、ここのところはギリギリ8%なんだけど、こっちは良いのがあるよとなったときに、じゃあこっちは他のところは良いけど8%だから切り捨てるのかということになったときに、やっぱり幾つかの条件の中から選びたいという思いは多分あると思うんです。そうやってきたらやっぱり多少曖昧な基準をつけておかないと応募ができない。そうすると、一部に特化している、この条件がうまくなってるけれど、じゃあ保育所全体の運営としてどうなの、という所だけが残ってしまう可能性がある、もっと一つも手が上がらない可能性がでてきたときに、こう考えると一旦、私は弛めにしておいて、手を上げてくれた所から良いところを選んでいくという方が良いんじゃないかと思うんです。

【委員】

おっしゃるとおりですね。

【副会長】

どこまで基準をつけるかによって、やっぱり手を上げるところが少なくなる可能性をすごく危惧してしまうので、そこで認定こども園を入れたほうが良いと提案したのも、できるだけ選択の幅を広げた方が良くないかという思いがやっぱりあるので、出てきたところで、審査の段階かというふうな思いがあります。その辺り、皆さんいかがですか。

【委員】

保護者会もまさにそういうところの議論になって、保護者会には出していないと言ったけれども、こういう方向で出そうと思っているという話をした上で議論はさせていただいています。中に確かに応募要項を縮めちゃうと選択肢が無くなっちゃうんじゃないのという声はありました。もう一人の委員もそのような考えを持っています。ただ私が申し上げたいのは、いくら手を上げるところがあったとしても、それが基準を満たしていないのであれば、それが100者だろうが200者、200法人来ても、余り意味がないのではないかなと思ってるんです。副会長が言われたように、すごくそこって悩ましいところを持ちつつ作ってはいます。

【会長】

そうですね、そこら辺の部分はあるのと、妥当な数字かどうかというところを、やはり考えるという事はありますよね。いろいろと、確かにその辺の精査もしなければいけないということと、あとは宇山の例も出ましたが、では裁判が起こったけど、そういうことがずっと続いているのか、他の園もですね。感じることはありますか。

【委員】

あります。それは民営化されると、私たちは今、公立にいてそこから変化されるんで、ギャップっていうのが、今までの公立と、民営化された後の保育所との差というのがあるんです。それに対して不満が出るという訳で、元々この新しく民営化になったところの保育所からすると、不平不満というのは相対評価になってくるので、余り無いです。民営化された保育所の保護者の話を聞いたんですけども、年数経つに連れて親の考え方もやっぱり変わってきていて、公立でいた保護者と、新しく民営化されて入ってきた保護者とではやっぱりちょっと考え方の相違があって、こんなところまで訴えていっていいのかな、どうなのかなという、公立の人がそういう考えになってきているみたいです。というので、結局は絶対評価でなくて、相対評価になっているんです。ですので宇山が何と比較して問題なのか、今、ずっと民営化から入った人はそれが当たり前なんで、そういう基準があるんじゃないかなと思います。

【会長】

あの、宇山は宇山で問題だといったんですけど、先ほどもいったようにシステムとして問題があれば全体が同じような状況になるであろうと思うんです。そこら辺が、宇山は宇山で個別の事例の

何か問題があるのかもしれないし、ということなんですね。そこをやはり、そのピンポイントでいってしまっということの、大変危惧されている所も良くわかるということと、片や機能しているところはじゃあ取り上げないのかという事は、それはまたちよと違います。

【委員】

違いますね。

【会長】

やはり議論しているところをちゃんと取り上げないと、ということになりますので、問題があるところばかりは良くわかる。では問題が無いところは例えばそれはどうなのか、ということになりますね。そこら辺は、ちゃんときっちり見極めていかないといけないと思うので、私が言っているのはシステムとして問題があるんだったら、全体としてそうなっているでしょうし、それはやっぱり見直していかなくてはならない。ただ、個別のケースはどこでもあるんですね。それは個別のケースで改善していける所もあるだろうし、委員が言われるように保育者の質というのはとても大事なことなんで、おそらくそれは皆さん共有できると思いますが、どうでしょうか。そこら辺で、どうしてもこの案ではその質が担保できないというようなことがあるのかどうかですね。ちなみに私の個人的な意見で言えば、先ほどいったようなところで確かめることができるであろうということと、リクエストを出して、その部分で協定を結ぶなどを当然していくわけですから、そのところで後は三者のところはどう担保していくのかという、運営のシステムの形になってくると思いますが。

【委員】

やはり先ほどから、いろんな委員さんから出ているように、この資料7の役所の分を元にどうしてもこの部分だけは、先ほどの認定こども園みたいにこういう一文を入れて欲しいとか、こういうものをして欲しいとか絞って、話を進めていった方が良いんじゃないかと思えますけども。だから、それを言っていたら。

【委員】

わかりました。まず職員についてなんですけど、私の資料で、(10)の2、2ページですね。

【副会長】

市の資料で言うと、市の資料のどこを変えるかという事を言っていたらという事を、先ほど委員から意見があったと思うんですけども。

【委員】

では4ページ、職員について(10)の②、保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすること、これについて私の資料である2ページの(10)の2。

【会長】

保育士の年齢構成及び保育経験年数は現在の走谷保育所と同基準の割合で配置とすること、というところですか。

【委員】

はい。

【委員】

ここに出てある、新卒採用5%、経験年数が20%云々というのは、今の走谷保育所の基準で出されている数値なんですね。

【委員】

そうですね。具体的な年齢というのはお聞きできなかったんで、いわゆる普段、先生に接していると、私も今の走谷保育所5年目になりますので、大体およその先生の家族とか、子どもさんの話とか聞くと大体年齢層が分かってきますので、これは私が一人で出したわけではなくて、妻や保護者委員同士でもどう思いますかということで出した数字なので、おおよそ外れてはないと思います。

【会長】

具体的な数字が出ているということなんですが、ちょっと私からの質問なんですが、今の現状の走谷の構成は良くわかります。ではそれがベストであるという何か論点はありますでしょうか。

【委員】

いわゆる保育の質に関わってくるからです。いろんな年齢層いて。

【会長】

それは良くわかります。それで、いろんな年齢層がいるっていうのは僕らも多分、おそらく全ての保育園が同感なんだと思うんですよね。そこでこの数値が出てきたときに、これがベストであるというのは何かあるんでしょうか。

【委員】

保育の質を担保する。その保育の質というのは繰り返しになりますけども、経験年数によって広くいろんな世代の先生たちに見ていただけるという意味での、この数値がベストなんじゃないかって。

【会長】

多様な年齢層というのは良くわかるんですけども、どこでもそれは目指しているんですけど、例えばそれはいろんな状況によって変わってきたりもするし、じゃあこの基準は非常にかっちりした数値なんですけど、新任が5%、1年目から10年目までが20%、この基準というのは、しかも「お

およそ」も無く、「約」も無く、そういうのも無くピシッとした数値で出てくるので、何かその多様な年齢層としてはこんな目安が良いのではないかとこののであれば、何となく判断基準として審査を見るときにそういう事は控えとして持っておきましょうかというのは良くわかるんですが、これがベストであるという事は、ベストであるという事を保育の質で言えば、今の走谷保育所でのベストと、例えば他のところでのベストというのはまた違うかも知れないです。そこはベストというのは、僕はちょっと難しいのではないと思うんですが、いかがでしょうか。

【委員】

そうですね、そういう意味では主観のベストです。じゃあこれが客観的なベストって何なのというところ、といってもなかなか難しい。ただし、例えば新卒採用とかというのであれば、先生がいる中で新卒というのは何も知らない状況で、育ててあげなきゃいけない。じゃあそれを育てられる環境ってどれぐらいなのってみると、これ位じゃないかっていう考えはあります。それではこれって結構ベストなんじゃないかと、客観的に見てもベストだと。

【委員】

すみません。今の議論なんですけども、保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすることって言うことで、委員のおっしゃっているベストはこうだと思うんですけども、何がベストですかという、ベストは何かという議論じゃなくて、この募集要項というのはよりベターなものを選ぶ枠を取るための一つのハードルをどう作っていくかという、何も来なかったら何の意味もないし、やっぱりある程度スター誕生じゃないですけども、要するにできるだけ多くの方が土俵に上がってきて欲しいというもので、上がるような形のもので組まないといけない部分もあると思うんですね。最後、委員も含めてこの枠の中であがってきたものの中で、あの人は絶対にこういう面だめだと思えますよというのは意見を言われたらある程度良いですけども、土俵に上がってくる条件の中で、この場はベストを議論する場じゃないと思うんですけどね。マストというのはここには絶対入れてあると思うんですよ。絶対これはダメだとうところはこの募集要項の中にも、何々することと書いてあるマストで括ってあると思うんですけども、あとはやっぱりこっちの方が良いんじゃないかというのが、一つの選考する私たちの役目だと思うんで。その余り議論はそんなに違ってないと思うんですけど。

【委員】

そうですね。ただ今回、民営化するっていうのが目的なんですけど、じゃあどのように民営化するかっていうところが視点が必要で、じゃあそれって誰にとって良いことなのか、民営化するのがゴールじゃないと思うんです。子ども達が今と変わりなく、保育に欠けることなく育っていくというのが目的だと思うんです。ですので、子どもの視点は必ず抜けちゃだめだと思っています。

【会長】

おっしゃるとおりだと思いますし、それは全員が共有しているところで、枚方市もそのとおりだと思うんですよね。多分、そういう大事な視点だよという事を出していただいているという認識があるので、保育者の質という所も確かに全員が共有できる場所ですし、要は募集要項としてこれ

が適切かどうか、あるいはこの方がいいのかどうかというところでは、そういう視点を与えていただいたということで、僕は良いとは思いますが、ではこれが募集要項になるかというところとちょっと難しいなあというのが個人的な感想ですね。後はその時に、走谷の保育を重視して欲しいというのはいろんな所に文言として入っています。継承して欲しいという文言が入っていたりとか。そこら辺はおそらく協議になってくるだろうと思うんです。走谷と同じものという事をできるだけベターな形で、みんなで目指していく。その中にはおそらく職員構成も入ってくると思います。あるいは保育の内容もそうですし、行事も継承していくということになると思いますし、あるいは既存のあるもの、保護者会や卒園児が残していったものもそうでしょうし。ということもありますので、そこら辺では特にこういうような形で出していただいたのは、とても大事にしたい視点というのは良くわかると思います。後は先ほど来からちょっとお伝えしていますが、いろんなチェック項目がある中で確かめる事は可能だと思うんです。特に確認できないことというのは無いと思うんですね、職員構成のことにしても、そういうことですし、特にこれを出さなくても、あるいは出すことによって逆に先ほどいろんな方も思っているように、非常に限定した形になっていくし、おそらく無理だろうとは思いますが、なので、そういう意味では視点の共有という所で大事にしたいというのは良くわかったと思いますので、そこら辺かと思うんですが、いかがでしょうか。

【委員】

そうですね。視点を共有していただいたという事はありがたいことです。ただ、選考では確かに見れるんですけども、先ほどもちょっと申し上げたとおり、選考っていうのはそこだけを保育としてみるわけじゃないんですよ。全体としてどこが優れているかというので、多分私たち保護者側が見る視点と皆さんでは異なるかもしれないので、であればこの私たちが一番大事にしているところというのは、そもそもの応募条件にというのが強い思いではあります。

【会長】

それは良くわかっていて、全体として見るというのは確かに大事にするかどうかということも含めて、園の運営ですので、だから経理に関する専門の委員も入っていただいていると思うんです。そのこの部分というのはとても重要なところで、あるいはいろんな分野から民生委員の方も入っていただいているというのは様々な視点で、だから保護者だけで構成する訳でないということがあるわけです。それは何故かといったらやはり偏った視点にならないようにすべきで、じゃあそれがちゃんと担保できるのかという視点も見なきゃいけないということだと思うので、多分そういう意味でこういう構成になっている、できるだけ視点をということだと思います。委員が大事にしたいというのも、決して大事じゃないということではなくて、でもそこにはこういう視点も大事だよという事は当然出てくるとは思います。確かにそこは良いけれども、じゃあ本当に運営となったらそこは厳しいか、そういう意見も当然出てくるとは思いますし。そこら辺は、この委員会として、このメンバーでこういういろんな視点を持ってという、メンバーで構成されているというところの利点を活かしてですね、それぞれで見てチェックしていくというところになっていくのが一番良いとは思いますが。

【委員】

そこは全く異論ないです。

【委員】

私は、募集要項としては(10)の②の、保育士の年齢構成及び保育経験年数に配慮した配置とすることって文章は、募集要項としてはこれで良いと思います。保護者会から来られた委員の保護者としての思いは、今たったこれだけの時間ですけどもすごくよく分かるので、これから私が今日初めてこういう審査委員になったとして、保護者のお二人の思いっていうのはしっかり踏まえた上で、これからこれをみんな検討していかないといけないっていうのは、すごく今良くわかりました。でもこの募集要項としてだったら、委員がおっしゃったようにこの文章で良いんじゃないかと、私は思います。

【委員】

ちょっと委員にお聞きしたいんですけども、私ども今日、運営法人募集要項というものを初めて見させてもらいました。それから察するとね、これ事前にこの資料を見てこれを作られたんですね。だから事前に配付されていたんですか。

【事務局】

違います、この資料ではなくて、過去の民営化の募集要項を見られて、そうですね。

【委員】

そうです。これ枚方市の民営化説明会的时候にも、中宮の。

【事務局】

そうです。一番最近の。

【委員】

そうするところ、文言等々についてもまあ、よく似ているしね、事前に入手されてこれを作られたのかと。そういう疑問を私、ちょっと持ったんですけども。

【委員】

これ多分、ここの文言って、年度くらいでほぼ前回の募集要項と変わらないんじゃないかと、さっと見て思います。

【事務局】

それは、説明のときにもそう申し上げて説明をしています。

【委員】

ということは、6か所については、ほぼ同じような文言ということですか。

【事務局】

いえ、実は一番最初の宇山の募集要項はこれよりもボリュームがもっと少ないと思います。まず最初に宇山の民営化をやって、話にもありましたが裁判もあったので、その間、民営化も止まっていたんですが、我々も保護者の思いをできるだけ聞ける分は聞いていって作っていこうという中で、例えば1回目は保護者委員は一人でした。一人しかいなかったのが、2回目以降は二人になっています。それと、この募集要項の内容も、もちろんこの審査会で審議していただいて変わった部分もありますけど、その前段で保護者とのお話の中で保護者の要望を容れて入ったというものもあって、この間、6回行ってきて今のこの要項があるというものですので、そういった意味では今までの積み上げで今のこの要項案になっているということです。

【委員】

偶然かどうか分かりませんが、こっちも資料7で、出された資料7になっているし、文言等もほぼよく似てるから、事前にこれを入手されているととられても仕方ないですね。そういうように私はちょっと感じたんです。

【委員】

いえ、そうとられたことによって何が問題かということなんですが。

【委員】

今、聞いて分かりましたけど。大きな意味では、走谷の保護者の方の気持ちがよく出ていると、私は感心しています。しかし、枚方市のを全体としてみますと、抽象的な部分というのは結構あります。ありますけど、募集要項としては私もこれで良いんじゃないかというふうに思いました。

【会長】

いかがでしょうか。いろんなご意見というのものもあるとは思いますが、まずは現在、枚方市で作っていただいた募集要項というのは、ある意味先ほどのいろんな視点で言えば、おそらく妥当なところかと。それで委員がおっしゃったところは、大事な視点として共有ができたと思います。またその都度ですね、いろいろな審査会のところできちっとご意見として聞いていただけたらなと思います。やっぱり保護者の方のご意見、あるいはそれこそ子ども達のためというところはおそらく全員が一致して共有できると思いますし、そこら辺をまた確認しつつ、業者の選定なり、プレゼンの内容なり、あるいは選定の基準なりというところで議論をしたり、共有ができたらと思っています。

【委員】

それは、私だけの意見を押し通すのかっていうのは、こういう場ですので、ありえないと思います。ですので皆さんが確かにこの資料で問題ないと、むしろこっちの方が良いんだというようであれば、それで進めていただいて問題ないと思います。

【会長】

そこで確認しておきたいのは、委員がおっしゃることを良くないと、そういうことではないです。

【委員】

それは理解しました。

【会長】

やはり広く募集、公募という部分でいったら、やはりこのぐらいの表現であり、内容でいった方が穏当であろうというところだと思います。先ほどの審査の内容としての見る視点としては、先ほど委員がおっしゃったようなところというのは大事な視点としてみていこうという事はあると思いますし、それぞれの専門の視点で、ここは大事だという所はあると思いますので、そこはまた共有しながらやっていくということになると思います。

【委員】

追加で、もうちょっとだけ議論させていただきたいんですが、看護師についてなんですけども、5ページの⑤番、上から3つ目、どこか看護師について書かれているところがあったと思うんですが。

【委員】

(10) の③じゃないですか。

【委員】

ありがとうございます。ここなんですけど、これを例えば常勤の看護師という文言を入れる事というのはできないですか。要はパートタイムで。

【委員】

今は常勤じゃないんですか。

【委員】

今は常勤だと思います。

【事務局】

ほとんど常勤だと思います。

【委員】

それは、民間でも常勤だということですか。

【事務局】

引継ぎのときには常勤の方だという事は、お伝えしています。

【委員】

であれば問題ないです。あとこれに記載の無い内容になるんですけども、記載が無いので私の方

の4ページの8番、宗教行事についてなんですけど、やはり社会福祉法人っていろんな宗教法人っていうのがあると思うんです。ですので宗教行事や宗教に関わる行為は行わないこと、ただ現在も走谷保育所ってクリスマス会とかはやってますので、いわゆる一般的な行事に相当するものは全然問題ないんですけど、例えばお祈りをするだとか、園に入る前にお祈りをしてから入るとかっていうのは、いろんな宗教観を持っている人がいらっしゃるので、これは排除していただきたいと思って、これは追加してもらいたいと思います。これって募集要項として宗教法人が来るなっていう、クローズする問題じゃなくて、その行為は行わないことであるので、特に問題はないかと。ちなみにこれは、大阪市の募集要項も同じです。

【会長】

これに関して、事務局いかがでしょうか。

【事務局】

そもそも応募資格が社会福祉法人なんですけど、もともと福祉の歴史を考えるとその背景は確かに宗教、仏教、キリスト教のところで子どもを預かって、それが制度ができたんで公費をもらうために社会福祉法人という仕組みになっている訳ですけど、確かに非常に数で見ると仏教系、キリスト教系って結構多いんです。やはり元々社会的な背景がありますので。ただこの募集要項で何ら排除されるものではないんですけど、この要項の中で要は今の公立保育所、走谷保育所の保育を引き継ぐこととしてますので、そういった中には全然宗教的なものは入っていません。今までにとられた法人の中で、6つの内3つは宗教を背景にした社会福祉法人ですが、いずれもそういった保育の引継ぎを受けて、一定のところまでは宗教的な事はされてないので、一応そういったところで市のほうは敢えてこういったものを入れてないということなんですけど。

【会長】

今、ご説明がありましたが、まあ法人としてはそういう宗教系は多いということなんですけど、じゃあ実際に公立園の運営引き継いだ園でそれが展開されているかというのと、そういうことではないだろうと思いますし、僕も同じ意見で走谷保育所の保育を引き継ぐことというのが条件になっているので、そこはあまり、僕はいいと思います。

【委員】

であれば全く問題ないですね。走谷保育所を引き継ぐっていうのは、すごく何か大きい言葉で、そこに何が紐づいているのかっていうのがイメージできていなかったんで、まさに今の走谷保育所の保育を引き継ぐって言うことですね。

【会長】

なので、行事とかそういう事も書いているのは、そういう意味だと思います。

【事務局】

そうですね。だから行事を引き継ぐということでは、クリスマスは引き継がれる。

【委員】

そういう意味では、大事にされている行事は引き継ぐとか、子ども達が楽しみにしている事は引き継ぐという事は最初から前提になっていると、僕は思ってたんですけども、そういう事だと思います。

【事務局】

はい、そういうことです。

【委員】

そういう認識が無かったので、そこら辺はちょっと僕の認識が。

【会長】

そのところは大丈夫かなとは思いますが。いかがですか、他に。

【事務局】

時間のほうなんですけど、この会場が9時半で閉館になってしまいますので、今日の審査会ももう少しすると閉会になってしまうというところなんですけど、これまでの整理の中で一定、募集要項の中であと募集期間とか、そういうところが残っているんですけど、これは一定手続きの流れの中の話になってきますので、大きなところの審議はしていただいたかと。あと選定及び決定のところ、この募集要項の中に書いているのは書類審査とかプレゼンテーションで応募者に対して、決めますよという事を書いているんですけど、ここは本日の②の案件だったので、ちょっとここまで話が行かなかったんで、この部分が残っているのは残っているんですけど。

【会長】

あの、どのような形で。

【事務局】

スケジュールに関わる話としましては、こちらの予定としては今日、募集要項を決めていただけたら、来週ぐらいから配付ができるというふうに思っていたんです。ただ、もちろん決まっていなければそれは延ばさないといけないという事はありますけども、それでもう一つは、もう一回、その間に審査会をまた開かないといけない。この二つがあるんですけど。

【会長】

そうですね。今、いろいろご議論いただきましたが、先ほどのご懸案の所も、おそらく多分クリアできると思いますので、そういう意味では原案どおり。

【委員】

クリアにできるにはもう一つあって、引継ぎ期間ですよ。引継ぎ期間が3か月で足りてるのか、足りてないのかっていう議論があったと思うんです。そこで何を引継ぎの対象としていて、どこま

できればオッケーなのかっていう指標があれば、3か月の中でチェックしていけると思うんです。それが、1月から3月の3か月で、いや実はチェック項目も全然できてませんでしたでは話にならないので、同じ3か月を例えば前へ、1か月、2か月なりを前倒しして、それでできてなかったら延長するとか、そういうのであれば問題ないと思うんです。3か月の引継ぎで今まで問題なかったよ。アンケートでは問題なかったよ。でも実際に話を聞くとそうではなかったよ、というのがあるので。

【会長】

おっしゃる内容ですけど、それは引き継ぎ期間は長ければ長いほど良いというのが、もしかしたらあるのかも知れないですが。

【委員】

いえいえ、そんなことはないです。期間が、じゃあ5か月が正しいのかといたら、私は分かりません。ですので、引継ぎの指標ってあると思います。それでどのスケジュールで何をやっていてというのを、いわゆる作業内容とかっていうのが一覧があると思うんですけど、それをチェックできるものがあればいいのかなと。

【会長】

それはおそらく有るんだろうと思います。要は1年前から施設長さんが入るというのは、先ほども言ったように施設長さんだけがずっと行くということではないと思いますので、おそらくそれに向けて協議をし、あるいは枚方市さんとも協議をしながら、この順番でとかといった段取りはそこから始まっていて、先ほども言ったように共同保育というのはドンと入る期間だと思いますが、その準備期間を十分に取られていて。

【事務局】

入る前に、保育のこと、保育計画は立て方から、例えば決まった時点から枚方市の保育課程というのがありますけど、そこからお示しして、そこから走谷保育所の保育計画をどのように展開されていっているのかという事を説明しながら、保育というのは長期の計画と短期の計画をどのように立てているか、そこにそれぞれの年齢の子ども達の保育をどのように組み立てていっているのかというのを説明して、実際やっている保育を見ていただく。行事もそうなんですけど、行事計画から実際にどういうふうにされていて、その反省、評価をどうしているのか。保育士の質っていう事をおっしゃいましたけど、反省という事はとても大事なんですけども、それを職員の中でどのように保育のこと、そのようなところでの評価、反省をどのように職員がやっているのかというのを会議で見ていただいたりしています。そういうことは1月からではなくて、その前の時点からもやっていきます。

【委員】

それは担任の先生ですか。

【事務局】

いえ、それは法人さんの中の園長先生だったり、主任さんだったり。

【委員】

いわゆる、この1年の中でやっていきますという話をされているということですね。

【事務局】

それで、1月から入ってこられる方は、ほぼ担任になってくださる方っていうふうにとどの園もなっているんですけど、各年齢の担任におそらくなつてくださるだろうという方がクラスに入って、現在の走谷の担任と一緒にプラス1の保育士で保育をしていくというのがあるんですけども、ただそのプラス1の保育士っていうのも子どもにとって必要の無い保育士の数になるので、その時には現在の走谷の職員から聞きながら、法人さんの職員を中心にして保育を展開していただくのがこの3か月の中で、という形で子ども達と保育に慣れていっていただくということで引継ぎをしています。

【委員】

枚方市の方に聞きたいんですけども、じゃあこの3か月というのが適当なのかどうか、私は3か月というのは足りないんじゃないかという声もあるし、先ほども申し上げたように引継ぎの先生からすると、子ども、親、親と子どもの関係、地域、いろんなところを見なきゃいけない中で、要はこれからその人たちが中心になってやっていかなきゃいけないというのが3か月で足りるのかっていうところ、それは足りないんじゃないかって思ったんですけども、市としてはいかがですか。

【事務局】

これまでのところでは、いけていると思っています。

【委員】

その、いけているの根拠っていうのは、何になるんですか。

【事務局】

もちろん経験していただいているっていう事もあるんですが。

【委員】

経験っていうのは、誰が、何を。

【事務局】

その保育士も、先ほども言いましたが保育指針というものがあって、保育士としてはどのように保育をしていくのかっていうのは、新人さんは別として経験があったりとか、そういう保育の計画等も話をする訳で、基盤ができていうところで、例えば公立の保育士もそうなんですけど、異動があって新しくその保育士になる、走谷に異動してきます、ではその人ができないかってい

うとそうじゃなくて、それまでの経験があればそのことを理解しながら、最初はなかなかうまくいかなくても段々できるようになってくるというのは、元々がプロの保育士としての資格を持って仕事をしているということだと思っんです。その流れのこと、保育の説明、計画の持ち方、そういう基盤をちゃんと伝えていく、それとあと、3か月中に入って保育の計画に沿ってやっていきますので、相談もしていきますので、その中で気になっているところをお互いにぶつけたりしながら。

【委員】

確かに、保育をする上では問題ないと思います、それまでの経験があれば。ただ、今回の事というのは民間になって、全く今までの先生がいなくなってしまう。仮に、今の先生が一部でも残っていて、それが徐々に抜けていく、後退していくのであればおっしゃるとおり問題ないのと思っんですけど、それが3か月でできるのかと。

【事務局】

その間にクラスにどっぷり入ってもらおうという事はそういうことで、次のクラスの中に入ってもらって、次の5歳になる子ども達には、4歳のところに入ってもらおうわけです。

【委員】

それで、私の質問はじゃあそれが3か月で足りるのかっていうところから来てるんですけど。

【事務局】

そこはしっかりと子ども達との保育を作っていただかないといけないので、本当にどこを区切りにするかっていうのはすごく難しいんですけど。

【委員】

難しいんですよ。

【事務局】

そうしたら、4月っていう新しい新年度に入ってからっていう所は、やっぱり保育士さんにもしっかり子ども達を見ていただきたい、私たちがいつまでも旧の職員がいてそこに頼られるんじゃないかって、自分たちでしっかりとやっていただくということが大事なので、そこをフォローするために所長が、また当時の担任にもし何か有った時にいつでも質問してくださいと。担任もそういう意味では法人さんの方に担任が時々訪問してもいいですかというような話もしたりするんですけど、正式にはやらないんですけども、元担任もやっぱり気になるので、何か有った時にはいつでも相談に乗ります、やり取りできるようにしておきますというのはやっています。

【委員】

状況は分かったんですけど、根拠に対して説明を、お答えいただけてなかったんで、やっぱり根拠が無いって思っちゃうんです。

【事務局】

今のお話の中で、3か月ということである程度おっしゃられているように、不満がおありであった保護者もいらっしゃるかも知れませんが、アンケートをとると一定の満足度はあったという話をさせていただいたとおりです。それはご意見が出るという事は、全てが100%ではなかったと思います。その上で、3か月がじゃあ正しい根拠を示せといわれても、逆に3か月がなぜ駄目なのかの根拠はおありですかと、根拠の話をしだすとね、どれが正しいのかということは判断が難しいという話になってしまうので、一定、私どもの方としましたら3か月の中で前後も含めて、しっかり入るのは3か月ですけど、1年前から始まって、会長もおっしゃられたように園長だけじゃなくてという所もありますし、終わった後も所長は1年間、子育て運営課の方に詰めて通うようにもしますし、その中で子ども達の特徴とかいう事も含めてやり取りできる環境も維持しますということなので、そこは実は私もこれが間違っていたというふうには思えないという所はあります。

【委員】

おっしゃられたのは、もしかしたらアンケートというのはすごく根拠になると思うんですね。そこに書かれている内容っていうのが、いわゆる回答率って結構低かったりして、質問内容によって満足であるって書いておきながら、コメントとしてそんなことないよって結果的に書いてあることなんて、結構あったりするんです。それが示されるのであれば、本当に根拠なんじゃないかかないかと、3か月でいけるんじゃないかって思うんで、そこって是非公開していただけたらなあ。その満足度が何%ありましたというのも大切なんですけど、保護者全体の内、何割から回答があって、その内のどんなものかっていう数字も大切だけれど、そこに書いていた満足の理由が3か月で引継ぎ問題ないよっていう理由はこうこうこうで、逆に問題だっていうのはこうこうこうだというのがあれば、それってすごく私たちにとって安心する材料なんじゃないかと思います。

【会長】

保護者の方は、おそらくいろいろと初めてのことで、それこそ不安な事も多々あると思うんですけど、そういう事を解消していくための手立てというのは、どのような場面でもしていくというのは基本方針であろうかと思いますが、そういう意味でアンケートなどもこれからもどんどん充実させていくという事はあるでしょうし、今現時点で完璧という事はなかなかないでしょうし、徐々にそういうような意見交換を通してよりいい方向にというのは、おそらくそういう方向で動いていただけるでしょうし、そういう体制を作っていきたいというのがこの審査会の大きな、例えば答申の内容にそういう文言が入ってくるという事もあるだろうと思いますし、それはやっぱり要望してく事はあると思います。やはりこれからも充実させていって欲しいというような事かと思いますが、先ほどの所で言えば3か月というのは一つの目安として、今、一定以上の成果を挙げている、あるいは効果がある、そこで運営してきたという実績も踏まえて、ただ不安な状況もあるという事もよく分かりますので、そこら辺はお互いに、今3か月という事をベースにしながら、進めていって1年間の中で必要であればまた議論をしていくという事はできるかと思いますが、いかがでしょうか、そのようなところで進めていく方向性としてはそういうことかと思います。

【委員】

あとは離職者が大量に出たという事実を調べていただいて、それが事実なのであれば、やっぱりそこって引継ぎもせつかく担任になる人がいなくなるっていうのが、すごくインパクトがあると思うんです。もしそれが事実なのであれば、そこも検討しなきゃいけないと思うんで、その事実確認をお願いします。それで例えば、法人で今回、民営化するということになれば、こっちの法人からこっちに移ってくる、逆にいうとこっちの方で離職者が出たら担任になった人の全体のバランスを見て引き抜かれることって有り得るし、有り得たという話を聞いています。という意味で、離職者っていう事は考えていかなきゃいけない問題と思って、提示させていただきます。

【会長】

離職者の問題もやはり大きな課題だと思いますので、その辺は全体として支えるような形で、バックアップ体制なり何なりを行政さんの方でとっていく、あるいは保護者と連携してという事もあるでしょうし、公立の園から引き継ぐといったところで十分そこら辺は議論してということが、引継ぎの期間の所で大事な視点として提示されたというふうに思います。

では、時間の問題もありますが、どのように進めさせていただきますでしょうか。事務局からお願いします。

【事務局】

本日、提案させていただきました募集要項案については、一定時間をかけて審議をしていただいたと思うんですが、応募資格の中で保育所に加えて、保育所から移行された幼保連携型の認定こども園も加えたらいいのではないかというご意見については、そこはもちろんそのとおりのんですけど、その他については概ねこの内容でいくということのお話だったかと思うんですが、今日の審査会でこの募集要項で今後募集していくということで、よろしいかどうかということなんですが。

【会長】

いかがでしょうか、今、いろんな議論をさせていただきましたが、この要項でいかせていただけたらと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】

今日、読みあわせをしていない残りの部分については、何もないんでしょうか。

【事務局】

そうですね、本來說明したいんですが、もう時間、ここが使えないという状況になっていますので、次の選定審査会でということであればもちろんそれはできますけれども、また改めてそのスケジュール調整はさせていただかないといけないんですが、募集という事を考えますと、それこそ来週とかというタイミングでお願いできるかという問題があるんです。

【委員】

5番以降の所で特に私たちが説明をしていただく所って無かったんでしょうか。

【事務局】

もちろん説明は全部するつもりでおりましたので、時間があればもちろん説明するところなんですけど、あとのところについては、募集の仕方の話になってくるんですけど、これも全部説明しきれないんですけども、どんな書類を提出してもらいますとかいう事は、あとの審査に関わってくる話もありますので、今日決めていただくのは難しいのかもしれませんが。どうでしょうか。

【会長】

この会場がもう時間切れという事もありますし、皆様方のお時間もありますし。

【事務局】

そうです。

【委員】

ということはもう一回やると。

【事務局】

やるということに、続きからということにはなりますが。

【会長】

今、ざっと拝見してますと、10月5日からと予定していたところが。

【事務局】

これは多少後ろにずれるのは止むを得ないと思うんですが。

【会長】

もう一回開くことが可能かどうか、というところが大きなポイントかなと思います。

【事務局】

応募要項が決まらないと、本当に募集ができないので。

【委員】

今日の日程を調整、すり合わせるにも結構苦労されたようなところもあると思うんで、仕切りなおしてじゃあ今度、皆さんの都合をとったら、本当に1か月後に集まれるのかどうかも分からないっていうところで、僕はそう思うんですけど。

【委員】

私が言っているのは、後この5番以降のところはもう事務的なことなので、何も検討するような事はないんですよ、だからここまで検討していただいたらもう応募要項は出せるんですというお話なら、はいわかりましたなんですけど。ここから1番から順番にずっと説明していかれて、4番で

終わって、5番以降がなかったもので、5番以降は事務的なことで、別に何も無いのかと思っただけで。

【会長】

今、委員に言っていただきましたが、5番以降というのは要は配付の仕方であるとか、時期であるとか、あるいは問い合わせ先であるとか、提出書類の内容であるとかということがメインかと思いき、おそらくなんですけど私たちが、選定の仕方ですね審査の仕方のところっていうのは確認をして、知っておいた方がいいということがありますが、例えばなんですけど、それに関してでいえば次回の会議のところで時間をとっていただいて、そういうご説明をしていただければいいかとは思いますが、いかがでしょうか。

【事務局】

それは2回目ではさせていただきます。2回目は大分先なんですけど、募集が一定締め切ったあとということで。ただ、できればその間で選考基準だけで1回しておきたいんですけど、募集より後にやっても問題はないんですけど、その間で日程調整を改めてさせていただきます。そうしたら募集要項は、ご指摘いただいたところは直させていただきます、その内容で募集をさせていただくということで、選考基準、選考方法が今日、全く議論できませんでしたので、それについては一度日程調整をさせていただきます、選定審査会は予定していたよりも増えますが、決め方はやっぱり大事です、もう一度そこは議論していただくということで、お願いさせていただければと思います。

【会長】

では、長い時間になりましたが、いろいろと重要な議論もできたかと思えます。またもう一回、回数は増えますが、皆さんよろしくお願ひします。では、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。